

化学品を取り扱う事業者の方へ

— GHS対応 —

化管法・安衛法における ラベル表示・SDS提供制度

「化学品の分類および表示に関する
世界調和システム (GHS)」に基づく
化学品の危険有害性情報の伝達

平成28年12月



経済産業省



厚生労働省

都道府県労働局・労働基準監督署

GHSとは(1)



は国際的に推奨されている化学品の
危険有害性の分類・表示方法です

国連GHS制定の背景

近年、多種多様な化学品が全世界で広く利用されており、その中には人や環境に対する危険有害性を有するものも多く含まれています。一方で、こうした危険有害性の情報を伝達するための規則等は国や機関によって様々であり、同じ化学品であっても異なる危険有害性情報が表示されたり、伝達されることもあります。しかし、化学品が世界中に流通している今日、国や機関によって表示内容等が異なる状況では、化学品の安全な使用・輸送・廃棄は困難です。

このような状況から、国際的に推奨された分類・表示方法の必要性が認識されるようになり、2003年7月には、国連経済社会理事会において「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 」(GHS) の実施促進のための決議が採択されました。

国連GHS文書

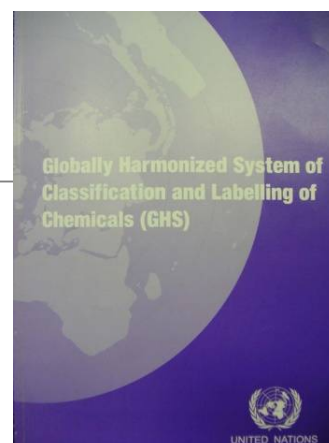
GHSの基本は国連GHS文書です

GHSの基本となるのは、国連GHS文書「化学品の分類および表示に関する世界調和システム (GHS)」です。表紙が紫色のため、通称、「パープルブック」と呼ばれています。

- 国連GHS文書は、本文と附属書から構成されています。
- 本文は、4部から構成され、これに10の附属書が添付されています。

国連GHS文書の構成

第1部	GHSの目的、範囲、適用や定義等の総論
第2部	物理化学的危険性について
第3部	健康に対する有害性について
第4部	環境に対する有害性について
附属書	ラベル要素の割当て、分類および表示に関する一覧表等



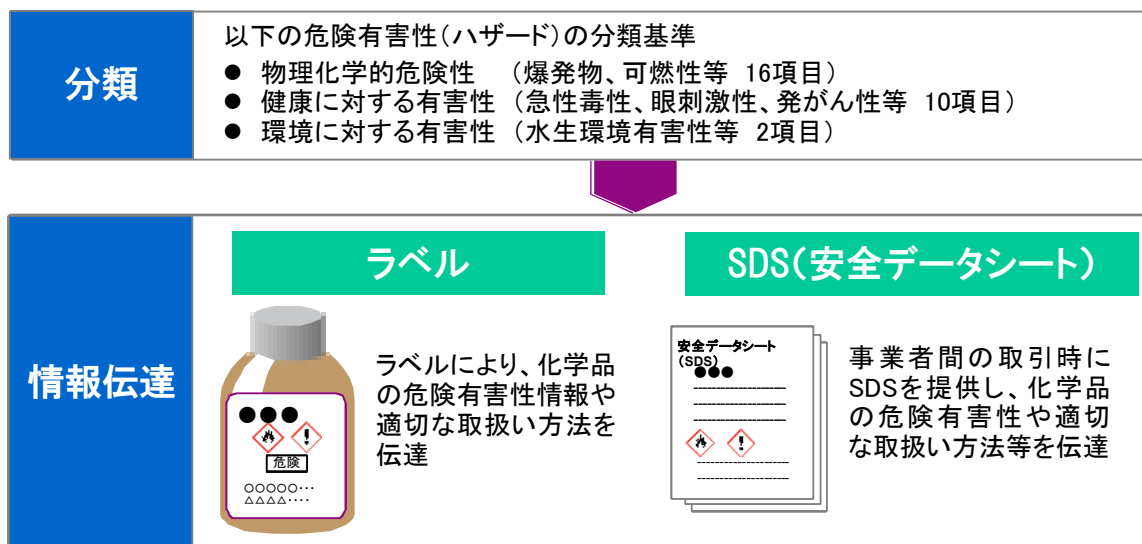
国連GHS文書は2年に1回改訂されます

- ◆ 毎年2回、国連経済社会理事会のもと設置されたGHS専門家小委員会が開催され、そこでの議論を踏まえて、2年に1回、国連GHS文書が改訂されます。
- ◆ 日本では、国連GHS文書の改訂版が発行されるたびに、邦訳を発行しています。

GHSとは(2)

国連GHSの概要

- **目的** GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。
- **適用** GHSは、危険有害性を有する全ての化学品に適用されることが期待されています。GHSの情報は、化学品を取り扱う全ての人たちに役立つものです。
- **規定内容** GHSには以下の内容が含まれます。
 - 危険有害性を判定するための国際的に調和された基準(分類基準)
 - 分類基準に従って分類した結果を調和された方法で情報伝達するための手段(ラベルやSDS(安全データシート))



GHSでは、危険有害性に関する情報の伝達手段(表示および安全データシート等)の調和がなされています。

GHS導入のメリット(1)

GHSを導入することで、次に挙げるようなメリットが期待できます
さらに、GHSが世界的に浸透すれば、より高い効果が期待できます

メリット 1 人の健康や環境の保護を強化

危険有害性の情報伝達に関して、国際的に理解されやすいシステムを導入することによって、化学品を使用する人が適切に行動することが可能になり、人の健康や環境保護が強化されます。GHSを導入している企業からは、以下のような声も多く聞かれています。

安全確保に効果

労働者や工場の安全確保に効果がある。

GHS
導入

意識向上に効果

危険有害性、リスク管理に対する意識が強くなった。

物質選定時に効果

GHS分類結果を用いて、より安全な物質を選定することができるようになった。



メリット 2 化学品の試験・評価の重複を回避

入手可能なデータを用いて分類すること等から、化学品の新たな試験及び評価の必要性が減少します。

BEFORE



製品別に
個別試験評価が必要

危険有害性評価

GHS
導入

AFTER



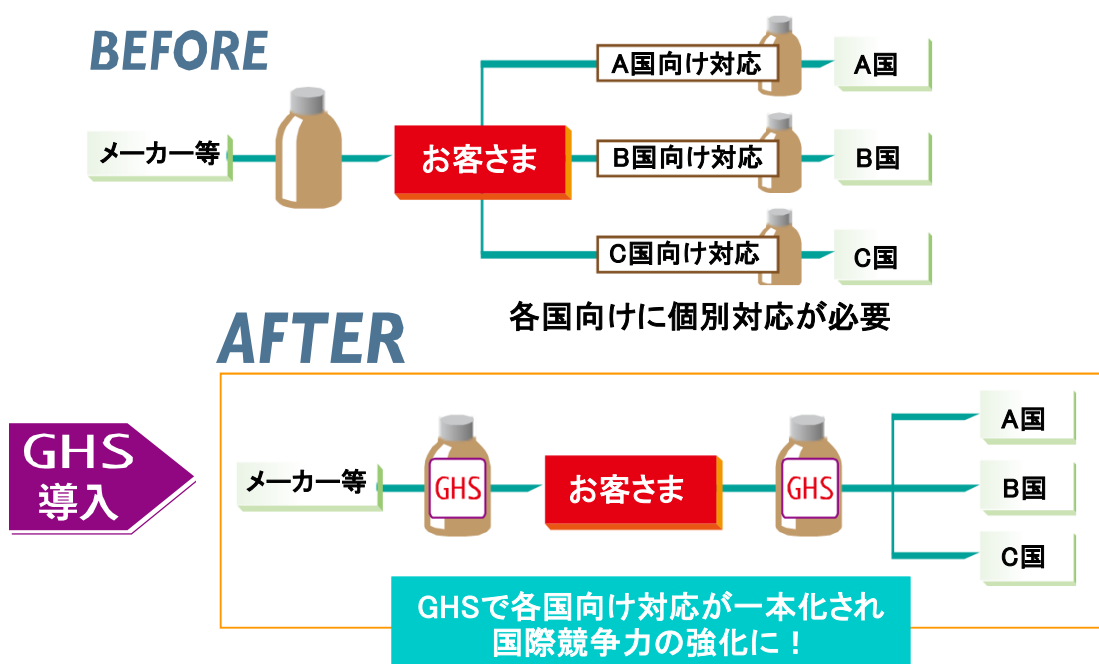
新たな試験及び評価の
必要性が減少

類似製品に同じ評価を使える！

GHS導入のメリット(2)

メリット 3 事業者の負担軽減と国際競争力の強化に貢献

事業者が化学品の国際取引を行っている場合、GHSの導入により、輸出国ごとに異なるSDS等を作成する負担が軽減し、国際競争力の強化につながります。



メリット 4 自社の安全性イメージの向上に寄与

GHSの導入により、取引先や社会に対する適切な情報提供がはかられ、自社の安全性イメージの向上につながります。

GHS
導入

安全性イメージの向上

GHS導入により、自社の安全性に対するイメージが向上する。

GHSについての要求に対応

ユーザー・取引先からのGHSについての要求に応えられることで、ユーザー・取引先からの信頼を獲得することができる。

GHSによる化学品の分類

GHSでは、国際的に統一された方法で化学品の危険有害性を分類します

GHSの危険有害性クラス

「物理化学的危険性」、「健康に対する有害性」、「環境に対する有害性」に関して以下の「危険有害性クラス」が設定されており、それぞれについて、どの程度の危険有害性があるか、あるいはないかを判断するための調和された分類基準が定められています。

国連GHS(改訂4版)の危険有害性クラス

物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性/引火性ガス
(化学的に不安定なガスを含む)
- エアゾール
- 支燃性/酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過氧化物
- 金属腐食性物質

健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性/刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- 呼吸器感作性または皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
- 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
- 吸引力呼吸器有害性

環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

GHS分類の例

GHSでは、分類基準に従って決定する危険有害性区分に応じて絵表示等のラベル要素が決まります

例)急性毒性(経口)

ATE(Acute Toxicity Estimates)※のデータから健康有害性の区分を決定

大 危険有害性の程度 小

危険有害性区分			
区分1	区分2	区分3	区分4
ATE ≤ 5 [mg/kg体重]	5 [mg/kg体重] < ATE ≤ 50 [mg/kg体重]	50 [mg/kg体重] < ATE ≤ 300 [mg/kg体重]	300 [mg/kg体重] < ATE ≤ 2000 [mg/kg体重]

ラベル要素

絵表示				
注意喚起語	危険	危険	危険	警告
危険有害性情報	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと生命に危険(H300)	飲みこむと有毒(H301)	飲みこむと有害(H302)

(さらに、区分に応じた「注意書き」があります)

※ATEは、急性毒性値又は急性毒性推定値の両方を指します。

表示による情報伝達

絵表示について

GHSでは、9種類の絵表示(Pictograms)が決められており、危険有害性区分に応じ表示することとなっています。

【炎】



可燃性/引火性ガス
(化学的に不安定なガスを含む)
エアゾール
引火性液体
可燃性固体
自己反応性化学品
自然発火性液体・固体
自己発熱性化学品
水反応可燃性化学品
有機過酸化物

【円上の炎】



支燃性/酸化性ガス
酸化性液体・固体

【爆弾の爆発】



爆発物
自己反応性化学品
有機過酸化物

【腐食性】



金属腐食性物質
皮膚腐食性
眼に対する重篤な損傷性

【ガスボンベ】



高圧ガス

【どくろ】



急性毒性
(区分1～区分3)

【感嘆符】



急性毒性(区分4)
皮膚刺激性(区分2)
眼刺激性(区分2A)
皮膚感作性
特定標的臓器毒性(区分3)
オゾン層への有害性

【環境】



水生環境有害性
(急性区分1、
長期間区分1、
長期間区分2)

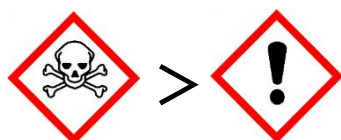
【健康有害性】



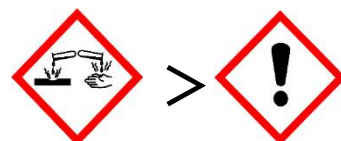
呼吸器感作性
生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性
(区分1、区分2)
特定標的臓器毒性
(区分1、区分2)
吸引性呼吸器有害性

絵表示の優先順位

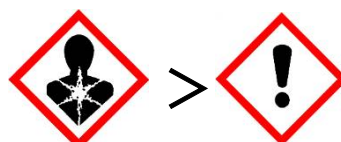
複数の危険有害性を持つ化学品の場合、複数の絵表示を表示することが原則ですが、健康有害性の絵表示には優先順位があります。



の絵表示は全ての より優先
= の絵表示が付いた場合、 は付かない



の絵表示は より優先
= の絵表示が付いた場合、
皮膚・眼刺激性に関する は付かない



の絵表示は より優先
= 呼吸器感作性に関する の絵表示が付いた場合、
皮膚感作性と皮膚・眼刺激性に関する は付かない

ラベル表示による情報伝達(1)

GHSラベルの作成には、一定のルールがあります

日本国内では、GHSに対応したJIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS))にラベルの記載項目について規定があります。

ラベル記載項目

1 化学品の名称(Product identifier)

製品名を記載します。この名称は、SDSに記載する製品名と一致させることが望ましいです。

2 注意喚起語(Signal words)

利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に、危険有害性の程度を知らせる語句のことです。

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意喚起語を記載します。

注意喚起語には、「危険(danger)」と「警告(warning)」の2種類があり、重大な危険有害性がある場合には「危険」を用い、それよりは重大性の低い危険有害性がある場合には「警告」を用います。

3 絵表示(Pictograms)

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた絵表示(6ページ参照)を記載します。

ラベルに用いる絵表示は、1つの頂点で正立させた正方形の背景の上に黒いシンボルを置き、はっきり見えるように十分に幅広い赤い枠で囲みます。危険有害性の絵表示は、1cm²以上の面積を持つことが望ましいです。

4 危険有害性情報(Hazard statements)

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた文言で、該当化学品の危険有害性の性質及びその程度を記載します。GHSでは、それぞれの危険有害性情報の文言に対応するコードをHコードとして推奨しています。

5 注意書き(Precautionary statements)

GHSの各危険有害性クラス及び危険有害性区分に割り当てられた注意書きを記載します。

注意書きは、危険有害性をもつ化学品へのばく露又はその不適切な貯蔵及び取扱いから生じる被害を防止するため、又は最小にするために取るべき推奨措置について規定した文言です。GHSでは、それぞれの注意書きの文言に対応するコードをPコードとして推奨しています。

6 供給者を特定する情報(Supplier identification)

化学品の供給者の名前、住所及び電話番号を記載します。

ラベル表示による情報伝達(2)

ラベル記載項目の配置

GHSでは、危険有害性を表す絵表示、注意喚起語と危険有害性情報はラベル上に一緒に配置されるべきとされています。

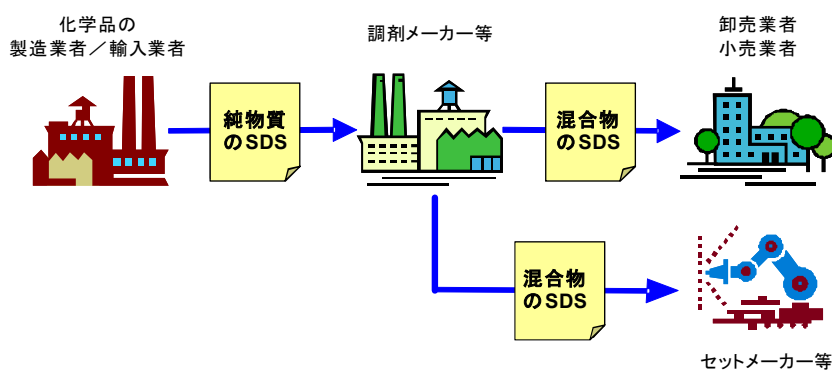
ラベルの例

1	化学品の名称	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ △△△△△△△△△△△△△△△△(英名) 成分: □□□□□□□□□□□□□□□□□□ NET Wt. 15kg
2	注意喚起語	危険
3	絵表示	
4	危険有害性情報	・引火性液体および蒸気 ・重篤な眼の損傷 ・飲み込むと有害 ・皮膚刺激 ・生殖能または胎児への悪影響のおそれの疑い ・中枢神経系、腎臓の障害 ・呼吸器への刺激のおそれ、または、眠気およびめまいのおそれ ・長期、または反復暴露による血管、肝臓、脾臓の障害のおそれ ・飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ ・水生生物に非常に強い毒性
5	注意書き	【安全対策】 ・使用前に取扱説明書を入手し、全ての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 ・容器を密閉しておくこと。 ・火花、裸火、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。 ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。 【応急処置】 ・火災の場合: 粉末消火剤、耐アルコール性泡消火剤、二酸化炭素又は水を用いて消火すること。 ・飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。口をすすぐこと。 ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを使用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。ただちに医師に連絡すること。 ・皮膚等に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を大量の水と石けんで洗うこと。皮膚刺激が生じた場合、医師の手当てを受けること。 【保管】 ・涼しく換気のよい場所で、施錠して保管すること。 【廃棄】 ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託する。 【使用上の注意】 ・貯蔵条件(低温)によって全体又は一部が固化することがあります。そのときは火気に注意の上、加温・溶融し、均一化して下さい。
6	供給者を特定する情報	日本GHS株式会社 東京都千代田区霞ヶ関〇〇 電話: 03-0000-0000

SDSによる情報伝達

SDS (Safety Data Sheet: 安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に、SDSの記載項目等が規定されています。



SDSの記載項目

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |



MSDSからSDSへ

平成24年3月に、従来のJIS Z 7250(「化学物質等安全データシート(MSDS) —内容及び項目の順序」)とJIS Z 7251(「GHSに基づく化学物質等の表示」)を統合してGHSに対応するJIS Z 7253が制定されました。この際、安全データシートの名称も「MSDS」から国連GHS文書で定義されている「SDS」に変更されました。

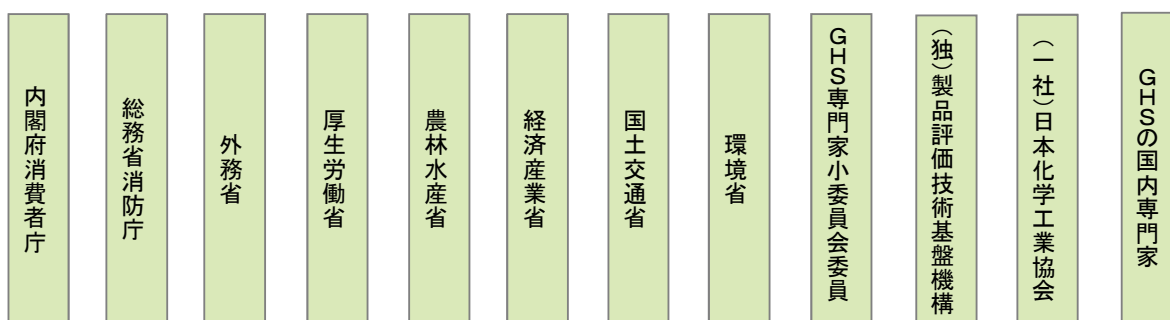
日本におけるGHS導入に関する活動(1)

日本では、GHSの導入にあたって、いろいろな対応が進められています

関係省庁連絡会議の設置

- 2001年、国連GHS専門家小委員会の発足とほぼ同時期に、GHSに関する情報の共有、国連GHS専門家小委員会への対応等を目的とした「GHS関係省庁連絡会議」(平成28年度から「GHS関係省庁等連絡会議」)が設置されました。この会議のメンバーは、厚生労働省を幹事とし内閣府消費者庁、総務省消防庁、外務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、GHS専門家小委員会委員、独立行政法人製品評価技術基盤機構、一般社団法人日本化学工業協会で構成されています。
- 現在、「GHS関係省庁等連絡会議」では、国内における実施状況の確認、国連GHS専門家小委員会への対応等を行っています。

GHS関係省庁等連絡会議



国連GHS文書の邦訳

- 2002年2月から「GHS関係省庁連絡会議」において、国連GHS文書の原文(英語)から日本語への翻訳作業を開始しており、改訂版の邦訳は専門家、経済産業省、厚生労働省、環境省等のホームページに公開されています。

経済産業省：http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_text.html

厚生労働省：http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankg_ghs.htm

GHS分類ガイダンスの整備

- GHS分類関係者(事業者等)が、分類作業をより正確かつ効率的に実施するための手引きとして、関係各省によって、「GHS分類ガイダンス」が作成されました。
- このガイダンスは、分類JIS(JIS Z 7252 (GHSに基づく化学品の分類方法))に準拠しており、分類の手順や計算方法等と合わせて、分類の際に使う情報源のリストも記載されています。
- なお、「GHS分類ガイダンス」は、「政府向けGHS分類ガイダンス」と「事業者向けGHS分類ガイダンス」に分かれており、いずれも、経済産業省のホームページからダウンロードすることができます。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_tool_01GHSmanual.html

日本におけるGHS導入に関する活動(2)

化学物質について分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、経済産業省所管の「化学物質排出把握管理促進法」、厚生労働省所管の「労働安全衛生法」及び「毒物及び劇物取締法」の3つです。それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係各省が連携して分類実施の作業を行っており、現在約3,200の化学物質の分類が進んでいます。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページ(①)等で公開され、だれでも利用することができます。
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト(②)で公開され、だれでも利用することができます。



①(独)製品評価技術基盤機構(NITE)

http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_download.html

②職場のあんぜんサイト

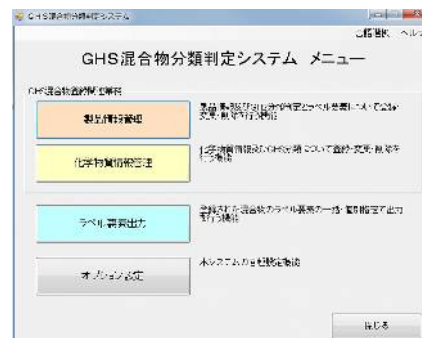
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

分類ツール類の整備

日本では、GHS分類を行う事業者等をサポートするためのツール類が、前述のGHS分類ガイダンス以外にも多数、整備されています。

「GHS混合物分類判定システム」(経済産業省)

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合物の組成に基づきGHS分類を行うシステムです。国連GHS改訂4版及び分類JIS(JIS Z 7252)に対応しています。製品(混合物)の混合割合を入力すると、製品のGHS分類判定及びラベル情報の出力を行うことができます。また、本システムでは、政府によって分類された約2,800のGHS分類結果を予め搭載しています。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html

「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」((独)製品評価技術基盤機構)

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

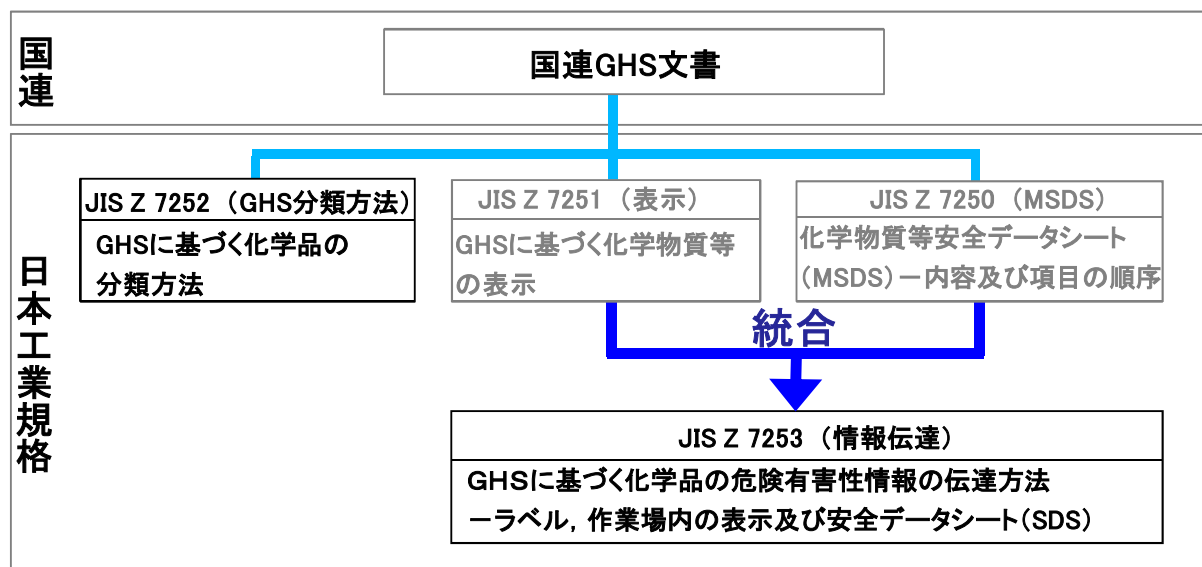
http://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html

日本工業規格(JIS)におけるGHSの導入

日本工業規格（JIS）の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本工業規格(JIS)を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、化学物質排出把握管理促進法、労働安全衛生法の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。
- JIS Z 7253(情報伝達)は、平成24年、国連GHS文書改訂第4版に基づくとともに、JIS Z 7250(MSDS)及びJIS Z 7251(表示)を統合し、制定されました。
- JIS Z 7252(GHS分類方法)は、平成26年、国連GHS文書改訂第4版に基づき、改訂されました。

GHSに係る日本工業規格(JIS)



JIS Z 7253の暫定措置

JIS Z 7253は、2012年3月に、従来のJIS Z 7250とJIS Z 7251を統合して制定されましたが、新しいJIS Z 7253では、暫定措置として、2016年(平成28年)12月31日までは、JIS Z 7250:2010に従ってSDSを作成してもよいことになっています。JIS Z 7250:2005に従ってのSDSの作成は、2015年(平成27年)12月31日をもってJIS Z 7253に適合しているとみなされなくなりました。

また、ラベルについては、2016年(平成28年)12月31日までは、JIS Z 7251:2010に従ってラベルを作成してもよいことになっています。JIS Z 7251:2006に従ってのラベルの作成は、2015年(平成27年)12月31日をもってJIS Z 7253に適合しているとみなされなくなりました。

GHSの導入と化管法・安衛法の関係法令の改正について

- 平成24年、「化学物質排出把握管理促進法」(化管法)及び「労働安全衛生法」(安衛法)は、GHSの導入の促進を目的とした省令等の改正を行いました。
- 化管法SDS省令の改正により、指定化学物質について、新たにラベル表示に関する努力義務を追加しました。また、SDSやラベルの作成、提供に際しては、JIS Z 7253に適合する方法で行うことを努力義務としました。
- 安衛法においても、労働安全衛生規則の改正により、譲渡・提供する際、SDSの提供又はラベルによる表示が義務となっている物質に加え、原則、危険有害性を有する全ての化学品についてもSDSの提供及びラベルによる表示を行うことを努力義務としました。

化管法・安衛法省令等改正のスケジュール

	平成21 (2009) 年度	平成22 (2010) 年度	平成23 (2011) 年度	平成24(2012)年度		平成25 (2013) 年度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度
国内法令	化管法			平成24年4月 化管法省令・ 指針改正公布	平成24年6月 第一段階(純物質)施行 ①			平成27年4月 第二段階(製品※)施行 ②			
	安衛法	昭和47年 ラベル表示義務 平成12年 SDS交付義務		平成24年4月 安衛法省令・指針改正 (SDS・ラベル努力義務)施行			安衛法 改正	政省令・指針 改正公布	平成28年6月 安衛法政省令・指針改正(ラベル義務拡大・ リスクアセスメント義務)施行		③
	毒劇法										
国際調和	GHS	改訂 3版		改訂 4版			改訂 5版	改訂 6版			
国内規格	JIS Z 7252 (GHS分類 方法)	JIS Z7252 2009制定				平成26年3月 改訂	JIS Z 7252: 2014 JIS Z 7251: 2014「GHSに基づく化学物質等の分類方法」				
	JIS Z 7250 (MSDS)		JIS Z7250 2010改訂		JIS Z 7250: 2005(廃止)			平成27年12月31日暫定期間終了			
					JIS Z 7250: 2010(廃止)			平成28年12月31日暫定期間終了			
	JIS Z 7251 (表示)		JIS Z7251 2010改訂		JIS Z 7251: 2006(廃止)			平成27年12月31日暫定期間終了			
					JIS Z 7251: 2010(廃止)			平成28年12月31日暫定期間終了			
	JIS Z 7253 (情報伝達)			平成24年3月 統一	JIS Z 7253: 2012						
					JIS Z 7253: 2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」制定						

【省令改正関連】(化管法指定化学物質)

＜全般＞ SDSの記載項目をGHSに対応した16項目に拡大(第3条)

＜指定化学物質(純物質)＞ SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)

＜指定化学物質(純物質)＞ JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化(第5条)

【指針改正関連】

＜全般＞ 指定化学物質等取扱事業者は、JIS Z 7252及びZ 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定(第4)

【省令改正関連】(化管法指定化学物質)

＜製品※＞ SDSの記載方法について、JIS Z 7253に適合するよう行うことを努力義務化(第4条第1項)

＜製品※＞ JIS Z 7253に適合するラベル表示を努力義務化(第5条)

※製品: 指定化学物質を規定含有率以上含有する製品

【法律改正関連】

SDS交付義務対象物質について、リスクアセスメントの実施を義務化(法第57条の3)

【政省令改正関連】

ラベル表示義務の対象を、SDS交付対象物質まで拡大(施行令第18条)

化管法に基づくSDS制度について

化管法とは

- 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法、以下「化管法」)は、平成11年7月13日に制定されました。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。
- 化管法には、事業者が指定化学物質を排出・移動した際の量を把握し、国に届け出る「PRTR制度」と事業者が指定化学物質等を国内の他の事業者に譲渡・提供する際に指定化学物質等の特性及び取扱いに関する情報を事前に提供する「SDS制度」があります。

化管法に基づくSDSの提供義務とラベル表示の努力義務

- 化管法に基づくSDS制度では、事業者による化学物質の適切な管理の改善を促進するため、指定化学物質(第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質)又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者に譲渡又は提供する時までに、その特性及び取扱いに関する情報(SDS)を事前に提供することを義務付けるとともに、ラベルによる表示に努めるよう規定しています。
- また、化学物質管理指針において、指定化学物質等取扱事業者は、GHSに基づくJIS Z 7252及びJIS Z 7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めることを規定しています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる事業者

- 化管法に基づくSDS制度の対象事業者は、原則として、国内の他の事業者に指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を譲渡又は提供する全ての事業者です(業種・常用雇用者数・指定化学物質の年間取扱量による除外要件はありません)。
- なお、化管法に基づくSDS及びラベルは、事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。
- 化管法に基づくSDSの提供義務を遵守しない事業者に対しては、経済産業大臣による勧告及び公表措置又は過料が規定されています。

化管法に基づくSDS制度の対象となる化学物質

- 化管法に基づくSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務の対象となる指定化学物質は、化管法政令で定める「第一種指定化学物質(462物質)」及び「第二種指定化学物質(100物質)」の合計562物質です。
 - ・ 指定化学物質の名称等については、20～30ページを参照して下さい。
 - ・ 経済産業省ホームページにて指定化学物質のリストを公開しています。

また、(独)製品評価技術基盤機構(NITE)のデータベース(CHRIP)からも確認することができます。

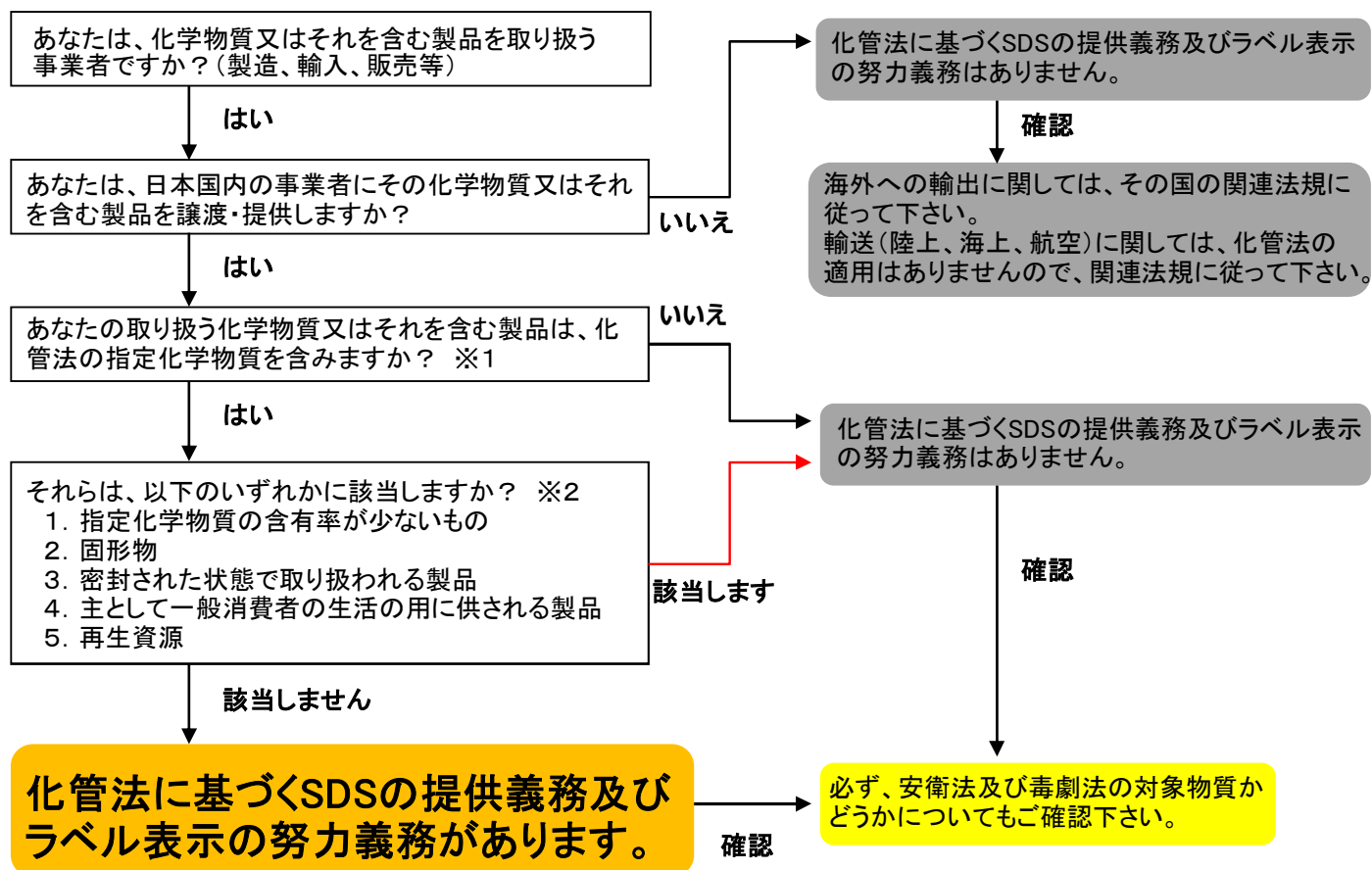
経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/2.html

(独)製品評価技術基盤機構(NITE) http://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop
- 指定化学物質の含有率が1質量%以上(特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上)の製品にはSDSの提供義務及びラベル表示の努力義務が課せられます。

化管法SDS制度の対象

化管法に基づくSDS制度対象事業者 判定フロー

スタート



※1 化管法指定化学物質については20ページ以降をご確認ください。

※2 化管法の適用を受けない製品については17ページをご確認ください。

注1: 化管法の第一種指定化学物質又は第一種指定化学物質を規定含有率以上含有する製品については、PRTR届出が必要な場合があります。

注2: 化管法は、任意でのSDS提供を行うことを妨げるものではありません。ビジネス上、取引先との関係でSDSを提供する場合には、SDSの提供等は取引先の事業者とご相談ください。

化管法に基づくSDS

化管法に基づくSDSの作成方法

- 化学物質の有害性に関する分類方法については、国内規格としてJIS Z 7252において標準化されています。また、SDS及びラベルによる情報伝達の方法については、国内規格としてJIS Z 7253においてその記述内容等が標準化されています。
- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のSDSの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

化管法に基づくSDSの記載項目

化管法に基づくSDSは、次の16項目の情報を以下の順序で日本語で記載することと規定しています。

- | | |
|---|---------------|
| 1. 指定化学物質の名称／製品名称及び会社情報
指定化学物質の場合：指定化学物質の名称
指定化学物質を規定含有率以上含む製品の場合：製品名称、
SDSを提供する事業者の名称、住所及び連絡先 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報
含有する指定化学物質の名称、指定化学物質
の種別、含有率（有効数字2桁） | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

化管法に基づくSDSの提供方法及び提供時期等

■ 提供方法

- 化管法に基づくSDSの提供は、原則、文書又は磁気ディスクの交付によって行うこととしています。
- ただし、化管法に基づくSDSを提供する相手方の承諾が得られている場合には、FAX、電子メールによる提供、ホームページへの掲載等その他の方法による提供についても選択することができます。

■ 提供時期等

- 化管法に基づくSDSは、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供する時までに提供しなければなりません。
- 原則、指定化学物質又は指定化学物質を規定含有率以上含有する製品を国内の他の事業者譲渡、提供するとともに化管法に基づくSDSを提供しなければなりませんが、同一の事業者による同一の指定化学物質等を継続的又は反復して譲渡、提供する場合は、この限りではありません。ただし、相手方から化管法に基づくSDSの提供を求められた際には、提供義務が生じます。
- 提供した化管法に基づくSDSの内容に変更の必要が生じた場合は、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努めなければなりません。

化管法に基づくラベル

ラベルの作成方法

- 化管法では、指定化学物質及び指定化学物質を規定含有率以上含む製品のラベルの作成について、JIS Z 7253に適合する記載を行うことを努めるよう規定しています。

ラベルの記載項目

化管法に基づくラベルは、以下の6項目の情報を日本語で記載することと規定しています。

1. 指定化学物質の名称／製品名称

指定化学物質である場合：指定化学物質の名称
指定化学物質を規定含有率以上含有する製品である場合：製品名称
製品名称について略式名を記載する場合には、SDSにも記載する

2. 注意喚起語

3. 絵表示

4. 危険有害性情報

物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び
環境影響

5. 貯蔵又は取扱い上の注意

6. 会社情報

ラベル表示を行う事業者の氏名（法人にあつては
その名称）、住所及び電話番号
緊急連絡先についても記載することが望ましい

例外的にSDSやラベルを提供しなくてもよい製品

- 以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。

含有率が少ないもの	指定化学物質の含有率が1質量%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%未満）の製品
固形物	事業者による取扱いの過程において固体以外の状態とならず、かつ粉状又は粒状にならない製品 例：管、板、組立部品等
密封された状態で使用される製品	例：コンデンサー、乾電池等
一般消費者用の製品	専ら家庭生活に使用されるものとして、容器等に包装された状態で流通し、かつ、小売店等で主として一般消費者を対象に販売されている製品 例：家庭用殺虫剤・防虫剤、家庭用洗剤等
再生資源	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう 例：空き缶、金属くず等

関係法令(1)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（抄）

【第三章 指定化学物質等取扱事業者による情報の提供等】

（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供）

第十四条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する時までに、その譲渡し、又は提供する相手方に対し、当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供しなければならない。

2 指定化学物質等取扱事業者は、前項の規定により提供した指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の内容に変更を行う必要が生じたときは、速やかに、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供した相手方に対し、変更後の当該指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を文書又は磁気ディスクの交付その他経済産業省令で定める方法により提供するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項に規定する情報の提供に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（勧告及び公表）

第十五条 経済産業大臣は、前条第一項の規定に違反する指定化学物質等取扱事業者があるときは、当該指定化学物質等取扱事業者に対し、同項の規定に従って必要な情報を提供すべきことを勧告することができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定による勧告を受けた指定化学物質等取扱事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収）

第十六条 経済産業大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、指定化学物質等取扱事業者に対し、その指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供に関し報告をさせることができる。

【第五章 罰則】

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令

（法第二条第五項第一号 の政令で定める要件）

第五条 法第二条第五項第一号 の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第一種指定化学物質の割合が一パーセント以上であり、又はいずれかの特定第一種指定化学物質の割合が〇・一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第一種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項 に規定する再生資源をいう。次条第四号において同じ。）

（法第二条第六項 の政令で定める要件）

第六条 法第二条第六項 の政令で定める要件は、当該製品の質量に対するいずれかの第二種指定化学物質の質量の割合が一パーセント以上である製品であって、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

- 一 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 二 第二種指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 三 主として一般消費者の生活の用に供される製品
- 四 再生資源

指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「法」という。）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成十二年政令第百三十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法）

第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方が承諾したものとする。

（提供しなければならない情報）

第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項の規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報（以下「性状取扱情報」という。）に次の事項を含めなければならない。

関係法令(2)

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 次の(1)及び(2)に掲げる事項

(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

(2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 次の(1)から(4)までに掲げる事項

(1) 当該製品の名称

(2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の質量(以下「第二種指定化学物質質量」という。)の割合が一パーセント以上のもの及び当該製品の質量に対する当該含有指定化学物質に係る特定第一種指定化学物質質量の割合が一パーセント以上のものに限り。)

(3) 含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別

(4) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合

二 当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先

三 当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置

四 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した場合に必要な措置

五 当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置

六 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意

七 当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化学物質等に暴露されることの防止に関する措置

八 当該指定化学物質等の物理化学的性状

九 当該指定化学物質等の安定性及び反応性

十 当該指定化学物質等の有害性

十一 当該指定化学物質等の環境影響

十二 前二号に定める事項の内容の要約

十三 当該指定化学物質等の廃棄上の注意

十四 当該指定化学物質等の輸送上の注意

十五 当該指定化学物質等について適用される法令

十六 前各号に掲げるもののほか、当該指定化学物質等取扱事業者が必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第四条 指定化学物質等取扱事業者は、前条の性状取扱情報について、日本工業規格(工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第十七条第一項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)Z7253に適合する記載(法第十三条第一項又は第二項の規定により磁気ディスクをもって提供する情報にあっては、記録)を行うよう努めるものとする。

2 第三条各号に掲げる事項は、邦文で記載(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法を含む。))により記録することを含む。次項において同じ。)するものとする。

3 第三条第一号イ(4)に定める当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化学物質質量、特定第一種指定化学物質質量又は第二種指定化学物質質量のそれぞれの割合は、当該割合の上位二けたを有効数字として算出した数値により記載するものとする。

(表示)

第五条 指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する場合において、性状取扱情報を提供する際は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ包装して、譲渡し、又は提供する時にあっては、その容器)に次に掲げるものについて日本工業規格Z7253に適合する表示を行うよう努めるものとする。

一 次のア又はイに掲げる場合において、それぞれ当該ア又はイに掲げる事項

ア 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質である場合 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称

イ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質を含有する製品である場合 当該製品の名称

二 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響

三 当該指定化学物質等の貯蔵又は取扱い上の注意

四 当該指定化学物質等の物理化学的性状、安定性、反応性、有害性及び環境影響に対応する絵表示

五 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

六 注意喚起語

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、又は提供することに行わなければならない。

2 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求められたときは、この限りではない。

指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(抄)

第四 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の活用に関する事項

(1) 体制の整備等

指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条に基づき提供される指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の効率的な活用を図るため、データベースの構築その他の適切な情報提供手段を講ずるとともに、当該指定化学物質等を取り扱う全ての関係者に対し、その周知徹底を図ること。

(2) 情報の活用

指定化学物質等取扱事業者は、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報を活用し、事業所からの指定化学物質の排出状況の把握その他第一から第三までに規定する事項の適切な実施を図ること。また、指定化学物質等取扱事業者は、「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(GHS)」に基づく日本工業規格Z7252及びZ7253に従い、化学物質の自主的な管理の改善に努めること。

第一種指定化学物質(1)

第一種指定化学物質

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
1	-	亜鉛の水溶性化合物		
2	79-06-1	アクリルアミド		
3	140-88-5	アクリル酸エチル		
4	-	アクリル酸及びその水溶性塩		
5	2439-35-2	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
6	818-61-1	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		
7	141-32-2	アクリル酸ノルマルブチル		
8	96-33-3	アクリル酸メチル		
9	107-13-1	アクリロニトリル		
10	107-02-8	アクロレイン		
11	26628-22-8	アジ化ナトリウム		
12	75-07-0	アセトアルデヒド		
13	75-05-8	アセトニトリル		
14	75-86-5	アセトンシアノヒドリン		
15	83-32-9	アセナフテン		
16	78-67-1	2, 2'-アゾビスイソブチロニトリル		
17	90-04-0	オルト-アニシジン		
18	62-53-3	アニリン		
19	82-45-1	1-アミノ-9, 10-アントラキノン		
20	141-43-5	2-アミノエタノール		
21	1698-60-8	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニル ピリダジン-3(2H)-オン	クロリダ ジン	
22	120068-37-3	5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4- (トリフルオロメチル)フェニル]-3- シアノ-4-[(トリフルオロメチル) スルフィニル]ピラゾール	フィプロ ニル	
23	123-30-8	パラ-アミノフェノール		
24	591-27-5	メタ-アミノフェノール		
25	21087-64-9	4-アミノ-6-ターシャリーブチル- 3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン -5(4H)-オン	メトリブ ジン	
26	107-11-9	3-アミノ-1-プロペン		
27	41394-05-2	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル -1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン	メタミトロ ン	
28	107-18-6	アリルアルコール		
29	106-92-3	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロ パン		
30	-	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及 びその塩(アルキル基の炭素数が10 から14までのもの及びその混合物に 限る。)		
31	-	アンチモン及びその化合物		
32	120-12-7	アントラセン		
33	1332-21-4	石綿		○
34	4098-71-9	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリ メチルシクロヘキシル=イソシアネ ート		
35	78-84-2	イソブチルアルデヒド		
36	78-79-5	イソブレン		
37	80-05-7	4, 4'-イソプロピリデンジフェノール	ビスフェ ノールA	

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
38	4162-45-2	2, 2'-[イソプロピリデンビス[(2 , 6-ジブロモ-4, 1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール		
39	22224-92-6	N-イソプロピルアミノホスホン酸 O-エチル-O-(3-メチル-4- メチルチオフェニル)	フェナミ ホス	
40	149877-41-8	イソプロピル=2-(4-メトキシビ フェニル-3-イル)ヒドラジノホル マート	ビフェナ ゼート	
41	66332-96-5	3'-イソプロポキシ-2-トリフル オロメチルベンズアニリド	フルトラ ニル	
42	96-45-7	2-イミダゾリジンチオン		
43	13516-27-3	1, 1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	イミノク タジン	
44	-	インジウム及びその化合物		
45	75-08-1	エタンチオール		
46	76578-14-8	エチル=2-[4-(6-クロロ-2- キノキサリニルオキシ)フェノキ シ]プロピオナート	キザロ ホップエ チル	
47	36335-67-8	O-エチル=O-(6-ニトロ-メ タ-トリル)=セカンダリーブチル ホスホルアミドチオアート	ブタミホ ス	
48	2104-64-5	O-エチル=O-4-ニトロフェニ ル=フェニルホスホチオアート	EPN	
49	40487-42-1	N-(1-エチルプロピル)-2, 6- ジニトロ-3, 4-キシリジン	ベンディ メタリン	
50	2212-67-1	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H- アゼピン-1-カルボチオアート	モリネー ト	
51	149-57-5	2-エチルヘキサノ酸		
52	83130-01-2	エチル=(Z)-3-(N-ベンジル -N-[[メチル(1-メチルチオエ チリデンアミノオキシカルボニル) アミノ]チオ]アミノ)プロピオナート	アラニカ ルブ	
53	100-41-4	エチルベンゼン		
54	98886-44-3	O-エチル=S-1-メチルプロピ ル=(2-オキソ-3-チアゾリジ ニル)ホスホチオアート	ホスチア ゼート	
55	151-56-4	エチレンイミン		
56	75-21-8	エチレンオキシド		○
57	110-80-5	エチレングリコールモノエチルエー テル		
58	109-86-4	エチレングリコールモノメチルエー テル		
59	107-15-3	エチレンジアミン		
60	60-00-4	エチレンジアミン四酢酸		
61	12427-38-2	N, N'-エチレンビス(ジチオカル バミン酸)マンガ	マンネブ	
62	8018-01-7	N, N'-エチレンビス(ジチオカル バミン酸)マンガとN, N'-エチ レンビス(ジチオカルバミン酸)亜 鉛の錯化合物	マンコゼ ブ又は マンゼブ	

第一種指定化学物質(2)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
63	85-00-7	1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド	ジクアトジプロミド又はジクワット		92	129558-76-5	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド	トルフェンピラド	
64	80844-07-1	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル	エトフェンブロックス		93	51218-45-2	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	メトラクロール	
65	106-89-8	エビクロロヒドリン			94	75-01-4	クロロエチレン	塩化ビニル	○
66	106-88-7	1, 2-エポキシブタン			95	79622-59-6	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラートルイジン	フルアジナム	
67	556-52-5	2, 3-エポキシ-1-プロパノール			96	119446-68-3	1-([2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール	ジフェノコナゾール	
68	75-56-9	1, 2-エポキシプロパン	酸化プロピレン		97	611-19-8	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		
69	122-60-1	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル			98	79-11-8	クロロ酢酸		
70	155569-91-8	エマメクチン安息香酸塩	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物		99	105-39-5	クロロ酢酸エチル		
71	7705-08-0	塩化第二鉄			100	51218-49-6	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド	プレチラクロール	
72	85535-84-8	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。)			101	15972-60-8	2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド	アラクロール	
73	111-87-5	1-オクタノール			102	97-00-7	1-クロロ-2, 4-ジニトロベンゼン		
74	1806-26-4	パラ-オクチルフェノール			103	75-68-3	1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン	HCFC-142b	
75	-	カドミウム及びその化合物		○	104	75-45-6	クロロジフルオロメタン	HCFC-22	
76	105-60-2	イブシロシ-カプロラクタム			105	2837-89-0	2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン	HCFC-124	
77	156-62-7	カルシウムシアナミド			106	-	クロロトリフルオロエタン	HCFC-133	
78	105-67-9	2, 4-キシレノール			107	75-72-9	クロロトリフルオロメタン	CFC-13	
79	576-26-1	2, 6-キシレノール			108	7085-19-0	(RS)-2-(4-クロロ-オルトトリルオキシ)プロピオン酸	メコプロップ	
80	1330-20-7	キシレン			109	95-49-8	オルト-クロロトルエン		
81	91-22-5	キノリン			110	106-43-4	パラ-クロロトルエン		
82	-	銀及びその水溶性化合物			111	121-87-9	2-クロロ-4-ニトロアニリン		
83	98-82-8	クメン			112	88-73-3	2-クロロニトロベンゼン		
84	107-22-2	グリオキサール			113	122-34-9	2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン	シマジン又はCAT	
85	111-30-8	グルタルアルデヒド			114	133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン	インダノファン	
86	1319-77-3	クレゾール							
87	-	クロム及び三価クロム化合物							
88	-	六価クロム化合物		○					
89	95-51-2 106-47-8 108-42-9	クロロアニリン							
90	1912-24-9	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン	アトラジン						
91	21725-46-2	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル	シアナジン						

第一種指定化学物質(3)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
115	158237-07-1	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド	フェントラザミド		136	90-02-8	サリチルアルデヒド		
116	78587-05-0	(4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,3-チアゾリジン-3-カルボキサミド	ヘキシチアゾクス		137	420-04-2	シアナミド		
117	107534-96-3	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール	テブコナゾール		138	139920-32-4	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチラミド	ジクロシメット	
118	88671-89-0	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル	ミクロブタニル		139	66841-25-6	(S)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラブromoエチル)シクロプロパンカルボキシラート	トラロメトリン	
119	114369-43-6	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル	フェンブコナゾール		140	39515-41-8	(RS)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート	フェンブロパトリン	
120	95-57-8	オルト-クロロフェノール			141	57966-95-7	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア	シモキサニル	
121	106-48-9	パラ-クロロフェノール			142	615-05-4	2,4-ジアミノアニソール		
122	598-78-7	2-クロロプロピオン酸			143	101-80-4	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル		
123	107-05-1	3-クロロプロペン	塩化アリル		144	-	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		
124	99485-76-4	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア	クミルロン		145	100-37-8	2-(ジエチルアミノ)エタノール		
125	108-90-7	クロロベンゼン			146	29232-93-7	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート	ピリミホスメチル	
126	76-15-3	クロロペンタフルオロエタン	CFC-115		147	28249-77-6	N,N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	
127	67-66-3	クロロホルム			148	125306-83-4	N,N-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド	カフェンストロール	
128	74-87-3	クロロメタン	塩化メチル		149	56-23-5	四塩化炭素		
129	59-50-7	4-クロロ-3-メチルフェノール			150	123-91-1	1,4-ジオキサン		
130	94-74-6	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	MCP又はMCPA		151	646-06-0	1,3-ジオキソラン		
131	563-47-3	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン			152	15263-53-3	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(N,N-ジメチルアミノ)-プロパン	カルタップ	
132	-	コバルト及びその化合物			153	7696-12-0	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シーストランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパー-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	テトラメトリン	
133	111-15-9	酢酸2-エトキシエチル	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート		154	108-91-8	シクロヘキシルアミン		
134	108-05-4	酢酸ビニル			155	17796-82-6	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		
135	110-49-6	酢酸2-メトキシエチル	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート		156	27134-27-6	ジクロロアニリン		
					157	107-06-2	1,2-ジクロロエタン		
					158	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン	

第一種指定化学物質(4)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
159	156-59-2	シス-1, 2-ジクロロエチレン			177	75-43-4	ジクロロフルオロメタン	HCFC-21	
160	101-14-4	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン			178	78-87-5	1, 2-ジクロロプロパン		
161	75-71-8	ジクロロジフルオロメタン	CFC-12		179	542-75-6	1, 3-ジクロロプロペン	D-D	
162	23950-58-5	3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド	プロピザミド		180	91-94-1	3, 3'-ジクロロベンジジン		
163	-	ジクロロテトラフルオロエタン	CFC-114		181	95-50-1 106-46-7	ジクロロベンゼン		
164	306-83-2	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン	HCFC-123		182	71561-11-0	2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェン	ピラゾキシフェン	
165	95-73-8	2, 4-ジクロロトルエン			183	58011-68-0	4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート	ピラゾレート	
166	99-54-7	1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン			184	1194-65-6	2, 6-ジクロロベンゾニトリル	ジクロベニル又はD BN	
167	89-61-2	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン			185	-	ジクロロペンタフルオロプロパン	HCFC-225	
168	36734-19-7	3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド	イブロジオン		186	75-09-2	ジクロロメタン	塩化メチレン	
169	330-54-1	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素	ジウロン又はDC MU		187	3347-22-6	2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノン	ジチアノン	
170	112281-77-3	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル	テトラコナゾール		188	101-83-7	N, N-ジシクロヘキシルアミン		
171	60207-90-1	(2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物	プロピコナゾール		189	4979-32-2	N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
172	153197-14-9	3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン	オキサジクロメホン		190	77-73-6	ジシクロペンタジエン		
173	50471-44-8	(RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン	ピンクロゾリン		191	50512-35-1	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	イソプロチオラン	
174	330-55-2	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素	リニユロン		192	17109-49-8	ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル	エディフェンホス又はED DP	
175	94-75-7	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	2, 4-D又は2, 4-PA		193	298-04-4	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	エチルチオメトン又はジスルホトン	
176	1717-00-6	1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン	HCFC-141b		194	2310-17-0	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾジオキサゾリル)メチル]	ホサロン	
					195	34643-46-4	ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロチオホス	
					196	950-37-8	ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル	メチダチオン又はDMTP	
					197	121-75-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	馬拉ソン又は馬拉チオン	

第一種指定化学物質(5)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
198	60-51-5	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル) メチル]	ジメトエート		226	57-14-7	1, 1-ジメチルヒドラジン		
199	16090-02-1	ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-ホルミル-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼン]スルホナート]	CIフルオレスセント260		227	1910-42-5	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド	パラコート又はパラコートジクロリド	
200	25321-14-6	ジニトロトルエン			228	91-97-4	3, 3'-ジメチルビフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート		
201	51-28-5	2, 4-ジニトロフェノール			229	23564-05-8	ジメチル=4, 4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート)	チオファネートメチル	
202	1321-74-0	ジビニルベンゼン			230	793-24-8	N-(1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン		
203	122-39-4	ジフェニルアミン			231	119-93-7	3, 3'-ジメチルベンジジン	オルトトリジン	
204	101-84-8	ジフェニルエーテル			232	68-12-2	N, N-ジメチルホルムアミド		
205	102-06-7	1, 3-ジフェニルグアニジン			233	2597-03-7	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	フェントエート又はPAP	
206	55285-14-8	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボスルファン		234	7726-95-6	臭素		
207	128-37-0	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	(BHT)		235	-	臭素酸の水溶性塩		
208	96-76-4	2, 4-ジ-ターシャリーブチルフェノール			236	3861-47-0	3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル	アイオキシニル	
209	124-48-1	ジブロモクロロメタン			237	-	水銀及びその化合物		
210	10222-01-2	2, 2-ジブロモ-2-シアノアセトアミド	(DBNP A)		238	61788-32-7	水素化テルフェニル		
211	-	ジブロモテトラフルオロエタン	ハロン-2402		239	-	有機スズ化合物		
212	30560-19-1	(RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	アセフェート		240	100-42-5	スチレン		
213	127-19-5	N, N-ジメチルアセトアミド			241	4016-24-4	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩		
214	95-68-1	2, 4-ジメチルアニリン			242	-	セレン及びその化合物		
215	87-62-7	2, 6-ジメチルアニリン			243	-	ダイオキシニル類		○
216	121-69-7	N, N-ジメチルアニリン			244	533-74-4	2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン	ダゾメット	
217	31895-21-3	5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン	チオシクラム		245	62-56-6	チオ尿素		
218	124-40-3	ジメチルアミン			246	108-98-5	チオフェノール		
219	624-92-0	ジメチルジスルフィド			247	77458-01-6	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル	ピラクロホス	
220	-	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩			248	333-41-5	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)	ダイアジノン	
221	82560-54-1	2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート	ベンフラカルブ		249	2921-88-2	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)	クロルピリホス	
222	62850-32-2	N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	フェノチオカルブ		250	18854-01-8	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)	イソキサチオン	
223	112-18-5	N, N-ジメチルデシルアミン			251	122-14-5	チオリン酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)	フェントロチオン又はMEP	
224	1643-20-5	N, N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド							
225	52-68-6	ジメチル=2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート	トリクロルホン又はDEP						

第一種指定化学物質(6)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種	号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
252	55-38-9	チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	フェンチオン又はMPP		273	112-53-8	1-ドデカノール	ノルマル-ドデシルアルコール	
253	41198-08-7	チオりん酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル	プロフェノホス		274	25103-58-6	ターシャリドデカンチオール		
254	26087-47-8	チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル	イプロベンホス又はIBP		275	151-21-3	ドデシル硫酸ナトリウム		
255	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル			276	112-57-2	3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン	テトラエチレンペンタミン	
256	334-48-5	デカン酸			277	121-44-8	トリエチルアミン		
257	112-30-1 25339-17-7	デシルアルコール	デカノール		278	112-24-3	トリエチレンテトラミン		
258	100-97-0	1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	ヘキサメチレンテトラミン		279	71-55-6	1, 1, 1-トリクロロエタン		
259	97-77-8	テトラエチルチウラムジスルフィド	ジスルフィラム		280	79-00-5	1, 1, 2-トリクロロエタン		
260	1897-45-6	テトラクロロイソフタロニトリル	クロロタロニル又はTPN		281	79-01-6	トリクロロエチレン		
261	27355-22-2	4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	フサライド		282	76-03-9	トリクロロ酢酸		
262	127-18-4	テトラクロロエチレン			283	108-77-0	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン		
263	-	テトラクロロジフルオロエタン	CFC-112		284	-	トリクロロトリフルオロエタン	CFC-113	
264	118-75-2	2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ			285	76-06-2	トリクロロニトロメタン	クロロピクリン	
265	11070-44-3	テトラヒドロメチル無水フタル酸			286	55335-06-3	(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸	トリクロピル	
266	79538-32-2	2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	テフルトリン		287	88-06-2	2, 4, 6-トリクロロフェノール		
267	59669-26-0	3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサ-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン	チオジカルブ		288	75-69-4	トリクロロフルオロメタン	CFC-11	
268	137-26-8	テトラメチルチウラムジスルフィド	チウラム又はチラム		289	96-18-4	1, 2, 3-トリクロロプロパン		
269	505-32-8	3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	イソフィトール		290	12002-48-1	トリクロロベンゼン		
270	100-21-0	テレフタル酸			291	2451-62-9	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン		
271	120-61-6	テレフタル酸ジメチル			292	102-82-9	トリブチルアミン		
272	-	銅水溶性塩(錯塩を除く。)			293	1582-09-8	アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン	トリフルラリン	
					294	118-79-6	2, 4, 6-トリプロモフェノール		
					295	3452-97-9	3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール		
					296	95-63-6	1, 2, 4-トリメチルベンゼン		
					297	108-67-8	1, 3, 5-トリメチルベンゼン		
					298	26471-62-5	トリレンジイソシアネート		
					299	95-53-4 106-49-0	トルイジン		
					300	108-88-3	トルエン		
					301	25376-45-8	トルエンジアミン		
					302	91-20-3	ナフタレン		
					303	3173-72-6	1, 5-ナフタレンジイソシアネート		
					304	7439-92-1	鉛		
					305	-	鉛化合物		○

第一種指定化学物質(7)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
306	13048-33-4	二アクリル酸ヘキサメチレン	(HDDA)	
307	7699-43-6	二塩化酸化ジルコニウム		
308	7440-02-0	ニッケル		
309	-	ニッケル化合物		○
310	139-13-9	ニトリロ三酢酸		
311	91-23-6	オルト-ニトロアニソール		
312	88-74-4	オルト-ニトロアニリン		
313	55-63-0	ニトログリセリン		
314	100-00-5	パラ-ニトロクロロベンゼン		
315	88-72-2	オルト-ニトロトルエン		
316	98-95-3	ニトロベンゼン		
317	75-52-5	ニトロメタン		
318	75-15-0	二硫化炭素		
319	143-08-8	1-ノナノール	ノルマル-ノ ニルアル コール	
320	25154-52-3	ノニルフェノール		
321	-	パナジウム化合物		
322	3618-72-2	5'-[N, N-ビス(2-アセチル オキシエチル)アミノ]-2'- (2- ブromo-4, 6-ジニトロフェニル アゾ)-4'-メトキシアセトアニリ ド		
323	1014-70-6	2, 4-ビス(エチルアミノ)-6-メ チルチオ-1, 3, 5-トリアジン	シメトリ ン	
324	101-90-6	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロ ピル)オキシ]ベンゼン		
325	10380-28-6	ビス(8-キノリノラト)銅	オキシ ン銅又は 有機 銅	
326	74115-24-5	3, 6-ビス(2-クロロフェニル) -1, 2, 4, 5-テトラジン	クロフェ ンチジン	
327	782-74-1	1, 2-ビス(2-クロロフェニル)ヒ ドラジン		
328	137-30-4	ビス(N, N-ジメチルジチオカル バミン酸)亜鉛	ジラム	
329	64440-88-6	ビス(N, N-ジメチルジチオカル バミン酸)N, N'-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	ポリカー バメート	
330	80-43-3	ビス(1-メチル-1-フェニルエ チル)=ペルオキシド		
331	95465-99-9	S, S-ビス(1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオア ート	カズサ ホス	
332	-	砒素及びその無機化合物		○
333	302-01-2	ヒドラジン		
334	99-76-3	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		
335	103-90-2	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセ トアミド		
336	123-31-9	ヒドロキノン		
337	100-40-3	4-ビニル-1-シクロヘキセン		
338	100-69-6	2-ビニルピリジン		
339	88-12-0	N-ビニル-2-ピロリドン		

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
340	92-52-4	ビフェニル		
341	110-85-0	ピペラジン		
342	110-86-1	ピリジン		
343	120-80-9	ピロカテコール	カテコー ル	
344	96-09-3	フェニルオキシラン		
345	100-63-0	フェニルヒドラジン		
346	90-43-7	2-フェニルフェノール		
347	941-69-5	N-フェニルマレイミド		
348	95-54-5 106-50-3 108-45-2	フェニレンジアミン		
349	108-95-2	フェノール		
350	52645-53-1	3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメ チルシクロプロパンカルボキシラ ート	ペルメト リン	
351	106-99-0	1, 3-ブタジエン		○
352	131-17-9	フタル酸ジアリル		
353	84-66-2	フタル酸ジエチル		
354	84-74-2	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル		
355	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		
356	85-68-7	フタル酸ノルマル-ブチル=ベン ジル		
357	69327-76-0	2-ターシャリーブチルイミノ-3 -イソプロピル-5-フェニルテト ラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジ アジン-4-オン	ブプロフ エジン	
358	112410-23-8	N-ターシャリーブチル-N'- (4 -エチルベンゾイル)-3, 5-ジ メチルベンゾヒドラジド	テブフェ ノジド	
359	2426-08-6	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキ シプロピルエーテル		
360	17804-35-2	N-[1-(N-ノルマル-ブチル カルバモイル)-1H-2-ベンゾ イミダゾリル]カルバミン酸メチル	ベノミル	
361	122008-85-9	ブチル=(R)-2-[4-(4-シ アノ-2-フルオロフェノキシ)フェ ノキシ]プロピオナート	シハロ ホップブ チル	
362	80060-09-9	1-ターシャリーブチル-3-(2, 6-ジイソプロピル-4-フェノキ シフェニル)チオ尿素	ジアフェ ンチウ ロン	
363	19666-30-9	5-ターシャリーブチル-3-(2, 4-ジクロロ-5-イソプロポキシ フェニル)-1, 3, 4-オキサジア ゾール-2(3H)-オン	オキサ ジアゾ ン	
364	134098-61-6	ターシャリーブチル=4-([1, 3-ジメチル-5-フェノキシ-4 -ピラゾリル)メチリデン]アミノ オキシメチル)ベンゾアート	フェンピ ロキシメ ート	
365	25013-16-5	ブチルヒドロキシアニソール	BHA	
366	75-91-2	ターシャリーブチル=ヒドロペルオ キシド		

第一種指定化学物質(8)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
367	89-72-5	オルト-セカンダリーブチルフェノール		
368	98-54-4	4-ターシャリーブチルフェノール		
369	2312-35-8	2-(4-ターシャリーブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフイト	プロパルギット又はBPPS	
370	96489-71-3	2-ターシャリーブチル-5-(4-ターシャリーブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン	ピリダベン	
371	119168-77-3	N-(4-ターシャリーブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド	テブフェンピラド	
372	95-31-8	N-(ターシャリーブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		
373	88-60-8	2-ターシャリーブチル-5-メチルフェノール		
374	-	ふっ化水素及びその水溶性塩		
375	4170-30-3	2-ブテナール		
376	23184-66-9	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド	ブタクロール	
377	110-00-9	フラン		
378	12071-83-9	N, N'-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合体	プロピネブ	
379	107-19-7	2-プロピン-1-オール		
380	353-59-3	ブロモクロロジフルオロメタン	ハロン-1211	
381	75-27-4	ブロモジクロロメタン		
382	75-63-8	ブロモトリフルオロメタン	ハロン-1301	
383	314-40-9	5-ブロモ-3-セカンダリーブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン	ブロマシル	
384	106-94-5	1-ブロモプロパン		
385	75-26-3	2-ブロモプロパン		○
386	74-83-9	ブロモメタン	臭化メチル	
387	13356-08-6	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン	酸化フェンブタズ	
388	115-29-7	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド	エンドスルファン又はベンゾエピン	
389	112-02-7	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=クロリド		
390	124-09-4	ヘキサメチレンジアミン		
391	822-06-0	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		

号 番 号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
392	110-54-3	ノルマル-ヘキサン		
393	135-19-3	ベタナフトール		
394	-	ベリリウム及びその化合物		○
395	-	ペルオキソ二硫酸の水溶性塩		
396	1763-23-1	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	PFOS	
397	98-07-7	ベンジリジン=トリクロリド		○
398	100-44-7	ベンジル=クロリド	塩化ベンジル	
399	100-52-7	ベンズアルデヒド		
400	71-43-2	ベンゼン		○
401	552-30-7	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物		
402	73250-68-7	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド	メフェナセット	
403	119-61-9	ベンゾフェノン		
404	87-86-5	ペンタクロロフェノール		
405	-	ほう素化合物		
406	1336-36-3	ポリ塩化ビフェニル	PCB	
407	-	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		
408	9036-19-5	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエーテル		
409	9004-82-4	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム		
410	9016-45-9	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル		
411	50-00-0	ホルムアルデヒド		○
412	-	マンガン及びその化合物		
413	85-44-9	無水フタル酸		
414	108-31-6	無水マレイン酸		
415	79-41-4	メタクリル酸		
416	688-84-6	メタクリル酸2-エチルヘキシル		
417	106-91-2	メタクリル酸2, 3-エポキシプロピル		
418	2867-47-2	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		
419	97-88-1	メタクリル酸ノルマル-ブチル		
420	80-62-6	メタクリル酸メチル		
421	674-82-8	4-メチリデンオキセタン-2-オン	(ジケテン)	
422	89269-64-7	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン	フェリムゾン	
423	74-89-5	メチルアミン		
424	556-61-6	メチル=イソチオシアネート		
425	2631-40-5	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	イソプロカルブ又はMI PC	
426	1563-66-2	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	カルボフラン	
427	63-25-2	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	カルバリル又はNAC	

第一種指定化学物質(9)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: () で記載している名称は一般的に使用されている名称であり、政令で規定している名称ではありません。

*3: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
428	3766-81-2	N-メチルカルバミン酸2-セカン ダリ-ブチルフェニル	フェノ カルブ又 はBPM C	
429	100784-20-1	メチル=3-クロロ-5-(4, 6- ジメトキシ-2-ピリミジニルカル バモイルスルファモイル)-1-メ チルピラゾール-4-カルボキシ ラート	ハロスル フロメ チル	
430	173584-44-6	メチル=(S)-7-クロロ-2, 3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-[メト キシカルボニル(4-トリフルオロメ トキシフェニル)カルバモイル]イン デノ[1, 2-e][1, 3, 4]オキサ ジアジン-4a-カルボキシラート	インドキ サカルブ	
431	131860-33-8	メチル=(E)-2-[2-[6-(2- シアノフェノキシ)ピリミジン-4- イルオキシ]フェニル]-3-メト キシアクリラート	アゾキシ ストロビ ン	
432	33089-61-1	3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-キ シリル)-1, 3, 5-トリアザペンタ -1, 4-ジエン	アミトラ ズ	
433	144-54-7	N-メチルジチオカルバミン酸	カーバム	
434	23135-22-0	メチル-N', N'-ジメチル-N- [(メチルカルバモイル)オキシ]- 1-チオオキササウイミデート	オキサミ ル	
435	136191-64-5	メチル=2-(4, 6-ジメトキシ- 2-ピリミジニルオキシ)-6-[1- (メトキシイミノ)エチル]ベンゾア ート	ピリミノ バックメ チル	
436	98-83-9	アルファ-メチルスチレン		
437	3268-49-3	3-メチルチオプロパナール		
438	1321-94-4	メチルナフタレン		
439	108-99-6	3-メチルピリジン		
440	80-15-9	1-メチル-1-フェニルエチル= ヒドロペルオキシド		
441	88-85-7	2-(1-メチルプロピル)-4, 6- -ジニトロフェノール		
442	55814-41-0	2-メチル-N-[3-(1-メチル エトキシ)フェニル]ベンズアミド	メプロニ ル	
443	16752-77-5	S-メチル-N-(メチルカルバモ イルオキシ)チオアセチミデート	メソミル	
444	141517-21-7	メチル=(E)-メトキシイミノ(2- -[[[(E)-1-[3-(トリフルオ ロメチル)フェニル]エチリデン]アミ ノ]オキシ]メチル]フェニル)アセタ ート	トリフロ キシスト ロビン	
445	143390-89-0	メチル=(E)-メトキシイミノ[2- (オルト-トリルオキシメチル)フェ ニル]アセタート	クレソキ シムメチ ル	

号番号	CAS番号 (参考)*1	物質名	別名*2	特定 第一種
446	101-77-9	4, 4'-メチレンジアニリン		
447	5124-30-1	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシ レン)=ジイソシアネート		
448	101-68-8	メチレンビス(4, 1-フェニレン) =ジイソシアネート	(MDI)	
449	13684-63-4	3-メトキシカルボニルアミノフェ ニル=3'-メチルカルバニラート	フェンメ ディファ ム	
450	88678-67-5	N-(6-メトキシ-2-ピリジニル)- N-メチルチオカルバミン酸O- -3-ターシャリーブチルフェニル	ピリブチ カルブ	
451	120-71-8	2-メトキシ-5-メチルアニリン		
452	149-30-4	2-メルカプトベンゾチアゾール		
453	-	モリブデン及びその化合物		
454	95-32-9	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチア ゾール		
455	110-91-8	モルホリン		
456	20859-73-8	りん化アルミニウム		
457	62-73-7	りん酸ジメチル=2, 2-ジクロロ ビニル	ジクロロ ボス又 はDDV P	
458	78-42-2	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		
459	115-96-8	りん酸トリス(2-クロロエチル)		
460	1330-78-5	りん酸トリトリル		
461	115-86-6	りん酸トリフェニル		
462	126-73-8	りん酸トリ-ノルマル-ブチル		

第二種指定化学物質(1)

第二種指定化学物質

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号番号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名	号番号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
1	60-35-5	アセトアミド		28	82692-44-2	2-[4-(2, 4-ジクロロメタートルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン	ベンゾフェナップ
2	104-94-9	パラ-アニシジン		29	611-06-3	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	
3	181587-01-9	5-アミノ-1-(2, 6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニトリル	エチプロール	30	56-75-7	2, 2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド	クロラムフェニコール
4	61-82-5	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール	アミトロール	31	126833-17-8	N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカルボキサミド	フェンヘキサミド
5	6375-47-9	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド		32	60168-88-9	2, 4'-ジクロロ-アルファー-(5-ピリミジン)ベンズヒドリル=アルコール	フェナリモル
6	93-15-2	4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン		33	79983-71-4	2-(2, 4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール	ヘキサコナゾール
7	68955-20-4	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る。)		34	120-83-2	2, 4-ジクロロフェノール	
8	51-79-6	ウレタン		35	120-36-5	(RS)-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸	ジクロルプロップ
9	103-69-5	N-エチルアニリン		36	96-23-1	1, 3-ジクロロ-2-プロパノール	
10	834-12-8	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン	アメリン	37	103055-07-8	(RS)-1-[2, 5-ジクロロ-4-(1, 1, 2, 3, 3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ルフェスロン
11	13684-56-5	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	デスメディファム	38	612-83-9	3, 3'-ジクロロベンジジンニ塩酸塩	
12	82558-50-7	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1, 2-オキサゾール-5-イル]-2, 6-ジメトキシベンズアミド	イソキサベン	39	1937-37-7	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2, 4-ジアミノフェニルアゾ)-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-フェニルアゾ-2, 7-ナフタレンジルスホナート	CIダイレクトブラック38
13	2593-15-9	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1, 2, 4-チアジアゾール	エクロメゾール	40	6459-94-5	ジナトリウム=8-(3, 3'-ジメチル-4'-[4-[(パラトリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1, 1'-ビフェニル-4-イルアゾ)-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジルスホナート	CIアシッドレッド114
14	26447-14-3	1, 2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン		41	97-02-9	2, 4-ジニトロアニリン	
15	80-51-3	4, 4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		42	27478-34-8	ジニトロナフタレン	
16	107-20-0	クロロアセトアルデヒド		43	99-65-0	メタ-ジニトロベンゼン	
17	116714-46-6	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1, 1, 2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)ウレア	ノバルロン	44	51-52-5	2, 3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン	プロピルチオウラシル
18	126-07-8	(1'S-トランス)-7-クロロ-2', 4, 6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2(3H), 1'-シクロヘキサ-2'-エン]-3, 4'-ジオン	グリセオフルビン	45	106-93-4	1, 2-ジブプロモエタン	EDB又は二臭化エチレン
19	90-13-1	1-クロロナフタレン		46	110-52-1	1, 4-ジブプロモブタン	
20	140-11-4	酢酸ベンジル		47	96-13-9	2, 3-ジブプロモ-1-プロパノール	
21	94-59-7	サフロール		48	109-64-8	1, 3-ジブプロモプロパン	
22	66230-04-4	(S)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルブチラート	エスフェンバレレート	49	103-50-4	ジベンジルエーテル	
23	68359-37-5	アルファーシアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロビニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	シフルトリン	50	87-59-2	2, 3-ジメチルアニリン	
24	156-60-5	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		51	569-64-2	(4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2, 5-ジエン-1-イリデン)(ジメチル)アンモニウム=クロリド	マラカイトグリーン塩酸塩
25	79-43-6	ジクロロ酢酸					
26	83121-18-0	1-(3, 5-ジクロロ-2, 4-ジフルオロフェニル)-3-(2, 6-ジフルオロベンゾイル)尿素	テフルベンズロン				
27	118-52-5	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン					

第二種指定化学物質(2)

*1: CAS番号はあくまでも参考として掲載しています。異性体が存在する場合等、対象物質か否かの判断は物質名及び別名で行って下さい。

また、該当するCAS番号が複数存在する場合は、記載していない場合もあります。

*2: 指定化学物質を含有する製品である場合は、指定化学物質(第一種指定化学物質、第二種指定化学物質)を1質量 %以上(特定第一種指定化学物質は0.1質量 %以上)含む製品が化管法適用対象です。

号 番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
52	79-44-7	ジメチルカルバモイル＝クロリド	
53	3761-41-9	O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイト	メスルフェンホス
54	-	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る。)	
55	148-79-8	2-(1, 3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	
56	62-55-5	チオアセトアミド	
57	21564-17-0	2-(チオシアナートメチルチオ)-1, 3-ベンゾチアゾール	TCMTB
58	119-12-0	チオリン酸O, O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)	ピリダフェンチオン
59	5598-13-0	チオリン酸O-3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル-O, O-ジメチル	クロルピリホスメチル
60	79-34-5	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン	
61	2429-74-5	テトラナトリウム=3, 3'-[(3, 3'-ジメトキシ-4, 4'-ビフェニリレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート)	CIダイレクトブル-15
62	558-13-4	テトラブロモメタン	
63	84-15-1	オルト-テルフェニル	
64	72-43-5	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	メキシクロル
65	14484-64-1	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄	ファーバム
66	75-25-2	トリブロモメタン	ブロモホルム
67	1694-09-3	ナトリウム=3-([N-[4-([4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン)-2, 5-シクロヘキサジエン-1-イリデン]-N-エチルアンモニオ)メチル)ベンゼンスルホナート	CIアシッドバイオレット49
68	132-27-4	ナトリウム=1, 1'-ビフェニル-2-オラート	
69	99-09-2	メタ-ニトロアニリン	
70	86-30-6	N-ニトロソジフェニルアミン	
71	99-08-1	メタ-ニトロトルエン	
72	100-02-7	パラ-ニトロフェノール	
73	12174-11-7	パリゴルスカイト	アタパルジャイト
74	77-09-8	3, 3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1, 3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	フェノールフタレイン
75	553-26-4	4, 4'-ビピリジル	
76	55179-31-2	1-(4-ビフェニルオキシ)-3, 3-ジメチル-1-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)-2-ブタノール	ピテルタノール
77	156-43-4	パラ-フェネチジン	
78	84-61-7	フタル酸ジシクロヘキシル	
79	1120-71-4	1, 3-ブロパンスルトン	

号 番 号	CAS番号 (参考)*	物質名	別名
80	67747-09-5	N-ブロビル-N-[2-(2, 4, 6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド	ブロクロラズ
81	106-95-6	3-ブロモ-1-ブロベン	臭化アリル
82	67-72-1	ヘキサクロロエタン	
83	77-47-4	ヘキサクロロシクロペンタジエン	
84	115-28-6	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロロビシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸	クロレンド酸
85	57-09-0	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝ブロミド	
86	10453-86-8	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート	レスメトリン
87	106-51-4	パラ-ベンゾキノ	
88	82-68-8	ペンタクロロニトロベンゼン	キントゼン又はPCNB
89	3825-26-1	ペンタデカフルオロオクタナ酸アンモニウム	
90	100-61-8	N-メチルアニリン	
91	2439-01-2	6-メチル-1, 3-ジチオ[4, 5-b]キノキサリン-2-オン	
92	99-55-8	2-メチル-5-ニトロアニリン	
93	60-34-4	メチルヒドラジン	
94	82657-04-3	2-メチル-1, 1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート	ビフェントリン
95	10605-21-7	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	カルベンドジウム
96	101-61-1	4, 4'-メチレンビス(N, N-ジメチルアニリン)	
97	6864-37-5	4, 4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)	
98	10034-93-2	硫酸ヒドラジン	
99	1241-94-7	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	
100	2528-36-1	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	

安衛法に基づく表示・文書交付制度(1)

安衛法における表示・文書交付制度の目的

- 労働安全衛生法（以下「安衛法」）は昭和47年に制定された法律で、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とした法律です。
- 職場で化学物質を取り扱う際に、その危険有害性、適切な取り扱い方法等を知らなかったことで、爆発や中毒等の労働災害が発生した事例がしばしば報告されています。
- このような労働災害を防止するためには、化学物質の危険有害性などの情報が確実に伝達され、情報を入手した事業者が、情報を活用してリスクアセスメントを実施し、リスクに基づく合理的な化学物質管理を行うことが重要です。
- 安衛法では、労働者に危険や健康障害を及ぼすおそれのある物質について、ラベル・SDSによる情報伝達を行うべきことを規定しています。

安衛法の改正（平成26年改正、平成28年6月1日施行）

- 人に対する一定の危険有害性が明らかになっている化学物質について、起こりうる労働災害を未然に防ぐため、事業者及び労働者がその危険有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組みを創設するため、労働安全衛生法及び関係法令の改正が行われました。
- 労働安全衛生法施行令別表第9及び別表第3第1号に掲げる640の化学物質及びその製剤について、
 - ①譲渡又は提供する際の容器又は包装へのラベル表示（※改正により対象物質の範囲拡大）
 - ②安全データシート（SDS）の交付（※従来から変更なし）
 - ③化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの実施（※改正により義務化）
 の3つの対策を講じることが柱となっています。

安衛法に基づくラベル表示・SDS交付制度の対象物質

【義務となっているもの】

ラベル表示義務とSDS交付義務の対象物質（640物質及びそれを含有する混合物、P.39～45を参照）

- (1) 製造許可の対象物質（7物質）
- (2) 労働安全衛生法施行令で定める表示・通知義務対象物質（633物質）（※平成28年6月1日現在）
- (3) 上記物質を含有する混合物（表示・通知義務対象物質ごとに裾切値^{*1}が定められています）

^{*1} 当該物質の含有量がその値未満の場合、ラベル表示・SDS交付の義務の対象とならない

【努力義務となっているもの】

労働安全衛生規則第24条の14及び第24条の15に基づき、表示義務又は文書交付義務の対象物質以外の危険有害性^{*2}を有するすべての化学物質及びそれを含有する混合物についても、ラベル表示及びSDS交付が努力義務とされています。

^{*2} JIS Z 7252において、危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するもの

【主として一般消費者の生活の用に供するための製品は除きます】

これには以下のものが含まれます。

- ① 医薬品医療機器等法に定められている医薬品、医薬部外品、化粧品
- ② 農薬取締法に定められている農薬
- ③ 労働者による取扱いの過程で固体以外の状態にならず、かつ、粉状または粒状にならない製品
- ④ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ⑤ 一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、労働者が表示対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては適用除外となりません。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(2)

ラベルの記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載（9ページ参照）を行えば、これらの事項を満たすことになります。

①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ ラベル表示の名称とSDSの名称を一致させます。

②注意喚起語

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言（「危険」又は「警告」）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質に割り当てられた注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

③人体に及ぼす作用

④安定性及び反応性

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するため取るべき措置を記載してください。

⑥標章（絵表示）

- ・ 黒いシンボル、十分幅広い赤い枠で表記してください。1cm²以上の大きさが望ましいです。
- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた標章（絵表示）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の危険有害性を示す標章（絵表示）を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

⑦表示をする者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。

⑧成分 ※平成28年6月1日以降、表示義務事項ではなくなりますが、表示することが望まれます。

- ・ 適切と考えられる化学物質の成分名称を列記します。

※ 猶予期間について

ラベル表示の対象物質の拡大に関して、施行日（平成28年6月1日）において現に存するもの（在庫品）は平成29年5月31日まで適用が猶予されます。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(3)

ラベル表示の方法

- 容器・包装に、ラベルを印刷又は貼付します。
- 二重包装の場合は原則として内側に表示します。
- 表示事項等のすべてを印刷し、又は票せんをはりつけることが困難なときは、ラベルの記載事項のうち②から⑦については、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができます。

ラベルに関する固形物の適用除外 (平成28年6月1日より)

純物質	ラベル表示の対象物の純物質のうち、下記の金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合はラベル表示の適用除外となります。 *リ튬、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム
混合物	ラベル表示の対象物を含有する製剤（混合物）のうち、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物はラベル表示の適用除外となります。 *粉状とは、流体力学的粒子径が0.1mm以下のインハラブル（吸引性）粒子を含むものをいいます。 *具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外となります。

＜適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの＞

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
- 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
- 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）

※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

固形物の適用除外はラベル表示のみです。SDSの交付はこれまでどおり必要です。

SDS交付の方法

- 文書の交付のほか、磁気ディスクの交付、ファクシミリを用いた送信、その他の方法で、相手方が承諾した方法で通知します。
- その他の方法としては、ホームページの閲覧があります。この場合、当該ホームページは譲渡提供者の管理下にあることが必要です。
- SDSの交付は、化学品を譲渡提供する時までに行います。
- 継続的に反復して譲渡提供する場合においては、一度SDS交付を行えば、都度交付する必要はないとされていますが、交付漏れのないようにする必要があります。
- ラベル・SDSともに日本語で記載します。

表示・文書交付対象物質については、リスクアセスメントの実施が義務づけられました（安衛法第57条の3）
労働災害防止のため、危険有害性に応じたリスクアセスメントを実施し、リスク低減措置を講ずるよう取り組みましょう。

安衛法に基づく表示・文書交付制度(4)

SDSの記載事項について

SDS（安全データシート）に記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載（9ページ参照）を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているモデルSDS（http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx）を参考にすることができます。

①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ SDSの名称とラベルの名称を一致させます。

②成分及びその含有量

- ・ 含有する成分の化学物質名称を列記し、含有量（原則重量%）を記載します。
- ・ CAS番号、別名、官報公示整理番号も記載するとよいでしょう。

③物理的及び化学的性質

- ・ モデルSDSなどを参考にして、化学物質の外観、pH、融点、沸点、引火点、蒸気圧、溶解度等を記載します。

④人体に及ぼす作用

- ・ 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、発がん性等の有害性に関する情報を記載します。
- ・ 混合物として有害性の試験を行うことが原則ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。

⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 適切な保管条件、混触禁止物質との分離を含めた取扱い上の注意、管理濃度や許容濃度等、設備対策や保護具等の情報を記載します。

⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置

- ・ 吸入、付着、眼に入った又は飲み込んだ場合の措置等、適切な消火剤又は使用してはならない消火剤、退避措置、立入禁止措置、保護具の使用等を記載します。

⑦通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。

⑧危険性又は有害性の要約

- ・ 原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス及び区分、標章（絵表示）、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載してください。
- ・ 混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ 標章（絵表示）は白黒で差し支えありません。粉じん爆発危険性等の記載が望ましいです。

⑨安定性及び反応性

- ・ 化学物質等の危険性に関する情報（避けるべき条件、混色危険物質、予想される危険有害な分解生成物）を記載します。

⑩適用される法令

- ・ 化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載します。

⑪その他参考となる事項

- ・ 出典その他、当該物質を取り扱う上で重要な事項を記載してください。

関連法令

労働安全衛生法 (抄)

(平成28年6月1日現在。以下同じ)

(表示等)

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

(文書の交付等)

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合については、この限りでない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生法施行令 (抄)

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガ、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九、別表第三第一号 (略) ※物質一覧は39ページ以降に掲載

労働安全衛生規則 (抄)

(名称等を表示すべき危険物及び有害物)

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量がパーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）を除く。

一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

関連法令

労働安全衛生規則(抄) つづき

第三十一条 令第十八条第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。

- 一 ジクロルベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロルベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル(別名PCB)を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下(合金にあっては、〇・一パーセント以上三パーセント以下)であるもの
- 七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

(名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号口から二まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

(文書の交付)

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する場合に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)

第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物(九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であって、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。)を除く。)とする。

第三十四条の二の二 令第十八条の二第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 ジクロルベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロルベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル(別名PCB)を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下(合金にあっては、〇・一パーセント以上三パーセント以下)であるもの
- 七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

(名称等の通知)

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法により通知することについて相手方が承諾したものとする。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 危険性及び有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。

関連法令

労働安全衛生規則(抄) つづき

【ラベル表示とSDS交付の努力義務にかかる規定】

(危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等)

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。)を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器)に次に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

ホ 注意喚起語

ヘ 安定性及び反応性

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等(化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの(法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。)をいう。以下この条及び次条において同じ。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者へ通知するよう努めなければならない。

第二十四条の十六 厚生労働大臣は、危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等の譲渡し又は提供を受ける相手方の事業者の法第二十八条の二第一項の調査及び同項の措置の適切かつ有効な実施を図ることを目的として危険有害化学物質等又は特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者が行う前二条の規定による表示又は通知を促進するため必要な指針を公表することができる。

労働安全衛生法第五十七条第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章

労働安全衛生法(以下「法」という。)第五十七条第一項第二号の厚生労働大臣が定める標章は、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))に定める絵表示とする。ただし、法第五十七条第一項の容器又は包装に次に掲げる標識若しくは標識又はラベルが付されている場合にあつては、当該標識若しくは標識又はラベルに示される記号とする。

一 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)第一号様式に掲げる標識又は標識

二 航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示(昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号)第二号様式に掲げるラベル

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の規定に基づき化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの

労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項及び第二十四条の十五第一項の化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものは、日本工業規格Z七二五三(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))の附属書A(A.4を除く。)の定めにより危険有害性クラス、危険有害性区分及びラベル要素が定められた物理化学的危険性又は健康有害性を有するものとする。

関連法令

化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針

(目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「規則」という。))第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。))及び特定危険有害化学物質等(則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。))の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。))に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

(譲渡提供者による表示)

第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器。以下この条において同じ。))に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

ホ 注意喚起語

ヘ 安定性及び反応性

二 則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準(平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号)において定める絵表示

2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。))を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ロからヘまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

3 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとする。

4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示について法令に定めがある場合には、当該表示事項等の表示については、その定めによることができる。

(譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあっては、表示事項等を除く。))を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

一 名称

二 成分及びその含有量

三 物理的及び化学的性質

四 人体に及ぼす作用

五 貯蔵又は取扱い上の注意

六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

七 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号

八 危険性又は有害性の要約

九 安定性及び反応性

十 適用される法令

十一 その他参考となる事項

2 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

(事業者による表示及び文書の作成等)

第四条 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。))

は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。以下第三項において「容器等」という。))に、表示事項等を表示するものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。

5 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。))は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る前条第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。

6 事業者は、第二条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。))の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示(第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。))をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

(安全データシートの掲示等)

第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。))を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生法(第四項において「法」という。))第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

4 法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。))を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

(細目)

第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。

表示・通知義務対象物質(1)

物質名の欄に記載された化学物質及びその物質を右欄の範囲で含有する製剤その他の物が表示及び文書交付義務対象となります。

- ・その物質名で総称される異性体がある場合にはすべての異性体を含みます。
- ・ラベル裾切値、SDS裾切値は、当該物質の含有量（重量%）がその値未満の場合、ラベル・SDSの義務の対象とならない値です。

(平成28年6月1日現在)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
労働安全衛生法施行令第3第1号（製造許可物質、特定化学物質第一類物質）					44	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)（別名フェナミホス）	22224-92-6	1%	0.1%
1	ジクロロベンジジン及びその塩	91-94-1他	0.1%	0.1%	45	イソプロピルアミン	75-31-0	1%	1%
2	アルファ-ナフチルアミン及びその塩	134-32-7他	1%	1%	46	イソプロピルエーテル	108-20-3	1%	0.1%
3	塩素化ビフェニル（別名PCB）	*	0.1%	0.1%	47	3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）	66332-96-5	1%	1%
4	オルト-トリジン及びその塩	119-93-7他	1%	0.1%	48	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	123-51-3	1%	1%
5	ジアニシジン及びその塩	119-90-4他	1%	0.1%	49	イソホロン	78-59-1	1%	0.1%
6	ベリリウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%	50	一塩化硫黄	10025-67-9	1%	1%
7	ベンゾトリクロリド	98-07-7	0.1%	0.1%	51	一酸化炭素	630-08-0	0.3%	0.1%
労働安全衛生法施行令第9					52	一酸化窒素	10102-43-9	1%	1%
1	アクリルアミド	79-06-1	0.1%	0.1%	53	一酸化二窒素	10024-97-2	0.3%	0.1%
2	アクリル酸	79-10-7	1%	1%	54	イットリウム及びその化合物	*	1%	1%
3	アクリル酸エチル	140-88-5	1%	0.1%	55	イブシロン-カプロラクタム	105-60-2	1%	1%
4	アクリル酸ノルマル-ブチル	141-32-2	1%	0.1%	56	2-イミダゾリジンチオン	96-45-7	0.3%	0.1%
5	アクリル酸2-ヒドロキシプロピル	999-61-1	1%	0.1%	57	4, 4' - (4-イミノシクロヘキサ-2, 5-ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩（別名Clベイスックレッド9）	569-61-9	1%	0.1%
6	アクリル酸メチル	96-33-3	1%	0.1%	58	インジウム	7440-74-6	1%	1%
7	アクリロニトリル	107-13-1	1%	0.1%		インジウム化合物	*	0.1%	0.1%
8	アクロレイン	107-02-8	1%	1%	59	インデン	95-13-6	1%	1%
9	アジ化ナトリウム	26628-22-8	1%	1%	60	ウレタン	51-79-6	0.1%	0.1%
10	アジピン酸	124-04-9	1%	1%	61	エタノール	64-17-5	0.1%	0.1%
11	アジポニトリル	111-69-3	1%	1%	62	エタンチオール	75-08-1	1%	1%
12	アセチルサリチル酸（別名アスピリン）	50-78-2	0.3%	0.1%	63	エチリデンノルボルネン	16219-75-3	1%	0.1%
13	アセトアミド	60-35-5	1%	0.1%	64	エチルアミン	75-04-7	1%	1%
14	アセトアルデヒド	75-07-0	1%	0.1%	65	エチルエーテル	60-29-7	1%	0.1%
15	アセトニトリル	75-05-8	1%	1%	66	エチルセカンダリーベンチルケトン	541-85-5	1%	1%
16	アセトフェノン	98-86-2	1%	1%	67	エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）	2104-64-5	1%	0.1%
17	アセトン	67-64-1	1%	0.1%	68	O-エチル-S-フェニル=エチルホスホノチオロチオナート（別名ホノホス）	944-22-9	1%	0.1%
18	アセトキシアノヒドリン	75-86-5	1%	1%	69	2-エチルヘキササン酸	149-57-5	0.3%	0.1%
19	アニリン	62-53-3	1%	0.1%	70	エチルベンゼン	100-41-4	0.1%	0.1%
20	アミド硫酸アンモニウム	7773-06-0	1%	1%	71	エチルメチルケトンペルオキシド	1338-23-4	1%	1%
21	2-アミノエタノール	141-43-5	1%	0.1%	72	N-エチルモルホリン	100-74-3	1%	1%
22	4-アミノ-6-ターシャリーブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン（別名メトリブジン）	21087-64-9	1%	1%	73	エチレンイミン	151-56-4	0.1%	0.1%
23	3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール（別名アミロール）	61-82-5	1%	0.1%	74	エチレンオキシド	75-21-8	0.1%	0.1%
24	4-アミノ-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-カルボン酸（別名ピクロラム）	1918-02-1	1%	1%	75	エチレングリコール	107-21-1	1%	1%
25	2-アミノピリジン	504-29-0	1%	1%	76	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル	109-59-1	1%	1%
26	亜硫酸水素ナトリウム	7631-90-5	1%	1%	77	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	110-80-5	0.3%	0.1%
27	アリルアルコール	107-18-6	1%	1%	78	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	111-15-9	0.3%	0.1%
28	1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	106-92-3	1%	0.1%	79	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	111-76-2	1%	0.1%
29	アリル水銀化合物	*	1%	0.1%	80	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	109-86-4	0.3%	0.1%
30	アリル-ノルマル-ブチルジスルフィド	2179-59-1	1%	0.1%	81	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	110-49-6	0.3%	0.1%
31	亜りん酸トリメチル	121-45-9	1%	1%	82	エチレンクロヒドリン	107-07-3	0.1%	0.1%
32	アルキルアルミニウム化合物	*	1%	1%	83	エチレンジアミン	107-15-3	1%	0.1%
33	アルキル水銀化合物	*	0.3%	0.1%	84	1, 1' -エチレンジ-2, 2' -ビピリジニウム=ジプロミド（別名ジクアット）	85-00-7	1%	0.1%
34	3-(アルファ-アセチルベンジル)-4-ヒドロキシマリ-ン（別名ワルファリン）	81-81-2	0.3%	0.1%	85	2-エトキシ-2, 2-ジメチルエタン	637-92-3	1%	1%
35	アルファ, アルファ-ジクロロトルエン	98-87-3	0.1%	0.1%	86	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル（別名エトフェンブックス）	80844-07-1	1%	1%
36	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	1%	0.1%	87	エピクロヒドリン	106-89-8	0.1%	0.1%
37	アルミニウム水溶性塩	*	1%	0.1%	88	1, 2-エポキシ-3-イソプロポキシプロパン	4016-14-2	1%	1%
38	アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	*	1%	0.1%	89	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	765-34-4	1%	0.1%
	三酸化二アンチモン	1309-64-4	0.1%	0.1%	90	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	0.1%	0.1%
39	アンモニア	7664-41-7	0.2%	0.1%	91	2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	1%	0.1%
40	3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	4098-71-9	1%	0.1%					
41	イソシアナ酸メチル	624-83-9	0.3%	0.1%					
42	イソブレン	78-79-5	1%	0.1%					
43	N-イソプロピルアニリン	768-52-5	1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(2)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 標切値	SDS 標切値
92	エメリー	1302-74-5	1%	1%
93	エリオナイト	12510-42-8	0.1%	0.1%
94	塩化亜鉛	7646-85-7	1%	0.1%
95	塩化アリル	107-05-1	1%	0.1%
96	塩化アンモニウム	12125-02-9	1%	1%
97	塩化シアン	506-77-4	1%	1%
98	塩化水素	7647-01-0	0.2%	0.1%
99	塩化チオニル	7719-09-7	1%	1%
100	塩化ビニル	75-01-4	0.1%	0.1%
101	塩化ベンジル	100-44-7	1%	0.1%
102	塩化ベンゾイル	98-88-4	1%	1%
103	塩化ホスホリル	10025-87-3	1%	1%
104	塩素	7782-50-5	1%	1%
105	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)	8001-35-2	1%	0.1%
106	塩素化ジフェニルオキシド	31242-93-0	1%	1%
107	黄りん	12185-10-3	1%	0.1%
108	4, 4' -オキシビス(2-クロロアニリン)	28434-86-8	1%	0.1%
109	オキシビス(チオホスホン酸)O, O', O', O' -テトラエチル(別名スルホテップ)	3689-24-5	1%	0.1%
110	4, 4' -オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	80-51-3	1%	1%
111	オキシビスホスホン酸四ナトリウム	7722-88-5	1%	1%
112	オクタクロナフタレン	2234-13-1	1%	1%
113	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8'-オクタクロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノー-1H-インデン(別名クロルデン)	57-74-9	1%	0.1%
114	2-オクタノール	123-96-6	1%	1%
115	オクタン	111-65-9他	1%	1%
116	オゾン	10028-15-6	1%	0.1%
117	オメガ-クロロアセトフェン	532-27-4	1%	0.1%
118	オーラミン	492-80-8	1%	0.1%
119	オルト-アニシジン	90-04-0	1%	0.1%
120	オルト-クロロステレン	2039-87-4	1%	1%
121	オルト-クロロルエン	95-49-8	1%	1%
122	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	1%	1%
123	オルト-セカンダリーブチルフェノール	89-72-5	1%	1%
124	オルト-ニトロアニソール	91-23-6	1%	0.1%
125	オルト-フタロジニトリル	91-15-6	1%	1%
126	過酸化水素	7722-84-1	1%	0.1%
127	ガソリン	8006-61-9	1%	0.1%
128	カテコール	120-80-9	1%	0.1%
129	カドミウム及びその化合物	*	0.1%	0.1%
130	カーボンブラック	1333-86-4	1%	0.1%
131	カルシウムシアナミド	156-62-7	1%	1%
132	ぎ酸	64-18-6	1%	1%
133	ぎ酸エチル	109-94-4	1%	1%
134	ぎ酸メチル	107-31-3	1%	1%
135	キシリジン	1300-73-8	1%	0.1%
	2, 3-キシリジン	87-59-2		
	2, 4-キシリジン	95-68-1		
	2, 5-キシリジン	95-78-3		
	2, 6-キシリジン	87-62-7		
	3, 4-キシリジン	95-64-7		
136	キシレン	1330-20-7	0.3%	0.1%
	o-キシレン	95-47-6		
	m-キシレン	108-38-3		
	p-キシレン	106-42-3		
137	銀及びその水溶性化合物	*	1%	0.1%
138	クメン	98-82-8	1%	0.1%
139	グルタルアルデヒド	111-30-8	1%	0.1%
140	クレオソート油	61789-28-4	0.1%	0.1%
141	クレゾール	1319-77-3	1%	0.1%
	o-クレゾール	95-48-7		

番号	物質名	CAS番号	ラベル 標切値	SDS 標切値
141	m-クレゾール	108-39-4	1%	0.1%
	p-クレゾール	106-44-5		
142	クロム及びその化合物(クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。)	*	1%	0.1%
	クロム酸及びクロム酸塩	*	0.1%	0.1%
	重クロム酸及び重クロム酸塩	*	0.1%	0.1%
	クロロアセチルニクロド	79-04-9	1%	1%
144	クロロアセトアルデヒド	107-20-0	1%	0.1%
145	クロロアセトン	78-95-5	1%	1%
146	クロロエタン(別名塩化エチル)	75-00-3	1%	0.1%
147	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン(別名アトラジン)	1912-24-9	1%	0.1%
148	4-クロロ-オルト-フェニレンジアミン	95-83-0	1%	0.1%
149	クロロジフルオロメタン(別名HCFC-22)	75-45-6	1%	0.1%
150	2-クロロ-6-トリクロロメチルピリジン(別名ニトラピリン)	1929-82-4	1%	1%
151	2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル(別名エンフルラン)	13838-16-9	1%	0.1%
152	1-クロロ-1-ニトロプロパン	600-25-9	1%	1%
153	クロロピクリン	76-06-2	1%	1%
154	クロロフェノール	25167-80-0	1%	0.1%
	o-クロロフェノール	95-57-8		
	m-クロロフェノール	108-43-0		
	p-クロロフェノール	106-48-9		
155	2-クロロ-1, 3-ブタジエン	126-99-8	1%	0.1%
156	2-クロロプロピオン酸	598-78-7	1%	1%
157	2-クロロベンジリデンマロノニトリル	2698-41-1	1%	1%
158	クロロベンゼン	108-90-7	1%	0.1%
159	クロロベンタフルオロエタン(別名CFC-115)	76-15-3	1%	1%
160	クロホルム	67-66-3	1%	0.1%
161	クロロメタン(別名塩化メチル)	74-87-3	0.3%	0.1%
162	4-クロロ-2-メチルアニリン及びその塩酸塩	95-69-2 3165-93-3	0.1%	0.1%
163	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	0.1%	0.1%
164	軽油	64741-44-2	1%	0.1%
165	けつ岩油	68308-34-9	0.1%	0.1%
166	ケテン	463-51-4	1%	1%
167	ゲルマン	7782-65-2	1%	1%
168	鉱油	*	1%	0.1%
169	五塩化りん	10026-13-8	1%	1%
170	固形パラフィン	8002-74-2	1%	1%
171	五酸化バナジウム	1314-62-1	0.1%	0.1%
172	コバルト及びその化合物	*	0.1%	0.1%
173	五弗化臭素	7789-30-2	1%	1%
174	コールタール	*	0.1%	0.1%
175	コールタールナフサ	*	1%	1%
176	酢酸	64-19-7	1%	1%
177	酢酸エチル	141-78-6	1%	1%
178	酢酸1, 3-ジメチルブチル	108-84-9	1%	1%
179	酢酸鉛	301-04-2	0.3%	0.1%
180	酢酸ビニル	108-05-4	1%	0.1%
181	酢酸ブチル	下記	1%	1%
	酢酸n-ブチル	123-86-4		
	酢酸イソブチル	110-19-0		
	酢酸tert-ブチル	540-88-5		
	酢酸sec-ブチル	105-46-4		
182	酢酸プロピル	下記	1%	1%
	酢酸n-プロピル	109-60-4		
	酢酸イソプロピル	108-21-4		
183	酢酸ベンジル	140-11-4	1%	1%
184	酢酸ベンチル(別名酢酸アミル)	628-63-7他	1%	0.1%
	酢酸n-ベンチル(別名酢酸n-アミル)	628-63-7		
	酢酸イソベンチル(別名酢酸イソアミル)	123-92-2		
185	酢酸メチル	79-20-9	1%	1%
186	サチライシン	9014-01-1	1%	0.1%

表示・通知義務対象物質(3)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
187	三塩化りん	7719-12-2	1%	1%	243	ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-12)	75-71-8	1%	1%
188	酸化亜鉛	1314-13-2	1%	0.1%	244	1, 3-ジクロロ-5, 5-ジメチルイミダゾリジン-2, 4-ジオン	118-52-5	1%	1%
189	酸化アルミニウム	1344-28-1	1%	1%	245	3, 5-ジクロロ-2, 6-ジメチル-4-ピリジノール(別名クロピドール)	2971-90-6	1%	1%
190	酸化カルシウム	1305-78-8	1%	1%	246	ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)	76-14-2	1%	1%
191	酸化チタン(IV)	13463-67-7	1%	0.1%	247	2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-123)	306-83-2	1%	1%
192	酸化鉄	1309-37-1	1%	1%	248	1, 1-ジクロロ-1-ニトロエタン	594-72-9	1%	1%
193	1, 2-酸化ブチレン	106-88-7	1%	0.1%	249	3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン)	330-54-1	1%	1%
194	酸化プロピレン	75-56-9	0.1%	0.1%	250	2, 4-ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム	136-78-7	1%	1%
195	酸化メシチル	141-79-7	1%	0.1%	251	2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	1%	0.1%
196	三酸化二ほう素	1303-86-2	1%	1%	252	1, 4-ジクロロ-2-ブテン	764-41-0	0.1%	0.1%
197	三臭化ほう素	10294-33-4	1%	1%	253	ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)	75-43-4	1%	0.1%
198	三弗化塩素	7790-91-2	1%	1%	254	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5	0.1%	0.1%
199	三弗化ほう素	7637-07-2	1%	1%	255	2, 2-ジクロロプロピオン酸	75-99-0	1%	1%
200	次亜塩素酸カルシウム	7778-54-3	1%	0.1%	256	1, 3-ジクロロプロペン	542-75-6	1%	0.1%
201	N, N'-ジアセチルベンジジン	613-35-4	1%	0.1%	257	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)	75-09-2	1%	0.1%
202	ジアセトンアルコール	123-42-2	1%	0.1%	258	四酸化オスミウム	20816-12-0	1%	1%
203	ジアゾメタン	334-88-3	0.2%	0.1%	259	ジシアン	460-19-5	1%	1%
204	シアナミド	420-04-2	1%	0.1%	260	ジシクロペンタジエンル鉄	102-54-5	1%	1%
205	2-シアノアクリル酸エチル	7085-85-0	1%	0.1%	261	ジシクロペンタジエン	77-73-6	1%	1%
206	2-シアノアクリル酸メチル	137-05-3	1%	0.1%	262	2, 6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	128-37-0	1%	0.1%
207	2, 4-ジアミノアニソール	615-05-4	1%	0.1%	263	1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	50512-35-1	1%	1%
208	4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4	1%	0.1%	264	ジチオリン酸O-エチル-O-(4-メチルチオフェニル)-S-ノルマル-プロピル(別名スルプロホス)	35400-43-2	1%	1%
209	4, 4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1	1%	0.1%	265	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名ジスルホトン)	298-04-4	1%	0.1%
210	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0	1%	0.1%	266	ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-エチルチオメチル(別名ホレート)	298-02-2	1%	0.1%
211	2, 4-ジアミノトルエン	95-80-7	1%	0.1%	267	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾリアジン-3(4H)-イル)メチル](別名アジンホスメチル)	86-50-0	1%	0.1%
212	四アルキル鉛	*	-	0.1%	268	ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラチオン)	121-75-5	1%	0.1%
213	シアン化カリウム	151-50-8	1%	1%	269	ジナトリウム=4-[(2, 4-ジメチルフェニル)アゾ]-3-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソーMX)	3761-53-3	1%	0.1%
214	シアン化カルシウム	592-01-8	1%	1%	270	ジナトリウム=8-[[[3, 3'-ジメチル-4'-[[[4-(4-メチルフェニル)スルホニル]オキシ]フェニル]アゾ][1, 1'-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-7-ヒドロキシ-1, 3-ナフタレンジスルホナート(別名C17アシッドレッド114)	6459-94-5	1%	0.1%
215	シアン化水素	74-90-8	1%	1%	271	ジナトリウム=3-ヒドロキシ-4-[(2, 4, 5-トリメチルフェニル)アゾ]-2, 7-ナフタレンジスルホナート(別名ボンソー3R)	3564-09-8	1%	0.1%
216	シアン化ナトリウム	143-33-9	1%	0.1%	272	2, 4-ジニトロトルエン	121-14-2	1%	0.1%
217	ジイソブチルケトン	108-83-8	1%	1%	273	ジニトロベンゼン	25154-54-5	1%	0.1%
218	ジイソプロピルアミン	108-18-9	1%	1%	274	2-(ジ-ノルマル-ブチルアミノ)エタノール	102-81-8	1%	1%
219	ジエタノールアミン	111-42-2	1%	0.1%	275	ジ-ノルマル-プロピルケトン	123-19-3	1%	1%
220	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	1%	1%	276	ジビニルベンゼン	1321-74-0	1%	0.1%
221	ジエチルアミン	109-89-7	1%	1%	277	ジフェニルアミン	122-39-4	1%	0.1%
222	ジエチルケトン	96-22-0	1%	1%	278	ジフェニルエーテル	101-84-8	1%	1%
223	ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)	56-38-2	1%	0.1%	279	1, 2-ジプロモエタン(別名EDB)	106-93-4	0.1%	0.1%
224	1, 2-ジエチルヒドラジン	1615-80-1	1%	0.1%	280	1, 2-ジプロモ-3-クロロプロパン	96-12-8	0.1%	0.1%
225	ジエチレントリアミン	111-40-0	0.3%	0.1%	281	ジプロモジフルオロメタン	75-61-6	1%	1%
226	四塩化炭素	56-23-5	1%	0.1%	282	ジベンゾイルペルオキシド	94-36-0	1%	0.1%
227	1, 4-ジオキサソ	123-91-1	1%	0.1%	283	ジボラン	19287-45-7	1%	1%
228	1, 4-ジオキサソ-2, 3-ジイルジチオビス(チオホスホン酸)O, O, O', O'-テトラエチル(別名ジオキサチオン)	78-34-2	1%	1%	284	N, N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	1%	0.1%
229	1, 3-ジオキサソラン	646-06-0	1%	0.1%	285	N, N-ジメチルアニリン	121-69-7	1%	1%
230	シクロヘキサノール	108-93-0	1%	0.1%	286	[4-[[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[[エチル(3-スルホベンジル)アミノ]フェニル]メチリデン]シクロヘキサノ-2, 5-ジエン-1-イル]イリデン](エチル)(3-スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩(別名ベンジルバイオレット4B)	1694-09-3	1%	0.1%
231	シクロヘキサノン	108-94-1	1%	0.1%	287	ジメチルアミン	124-40-3	1%	0.1%
232	シクロヘキサノ	110-82-7	1%	1%					
233	シクロヘキシルアミン	108-91-8	0.1%	0.1%					
234	2-シクロヘキシルピフェニル	10470-01-6	1%	0.1%					
235	シクロヘキセン	110-83-8	1%	1%					
236	シクロペンタジエントリカルボニルマンガン	12079-65-1	1%	1%					
237	シクロペンタジエン	542-92-7	1%	1%					
238	シクロペンタン	287-92-3	1%	1%					
239	ジクロロアセチレン	7572-29-4	1%	1%					
240	ジクロロエタン	下記							
	1, 1-ジクロロエタン	75-34-3	1%	0.1%					
	1, 2-ジクロロエタン	107-06-2							
	ジクロロエチレン	下記							
241	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	1%	0.1%					
	1, 2-ジクロロエチレン	540-59-0							
242	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	0.1%	0.1%					

表示・通知義務対象物質(4)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
288	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)	8022-00-2	1%	0.1%	340	チオ尿素	62-56-6	1%	0.1%
289	ジメチルエトキシシラン	14857-34-2	1%	0.1%	341	4, 4' -チオビス(6-ターシャリーブチル-3-メチルフェノール)	96-69-5	1%	1%
290	ジメチルカルバモイルニコロリド	79-44-7	0.1%	0.1%	342	チオフェノール	108-98-5	1%	0.1%
291	ジメチルー2, 2-ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)	62-73-7	1%	0.1%	343	チオリン酸O, O-ジエチルーO-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル)(別名ダイアジノン)	333-41-5	1%	0.1%
292	ジメチルジスルフィド	624-92-0	1%	0.1%	344	チオリン酸O, O-ジエチルーエチルチオエチル(別名ジメトン)	8065-48-3	1%	0.1%
293	N, N-ジメチルニトロソアミン	62-75-9	0.1%	0.1%	345	チオリン酸O, O-ジエチルーO-(6-オキソ-1-フェニル-1, 6-ジヒドロ-3-ピリダジニル)(別名ピリダフェンチオン)	119-12-0	1%	1%
294	ジメチルーパラ-ニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)	298-00-0	1%	0.1%	346	チオリン酸O, O-ジエチルーO-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジニル)(別名クロルピリホス)	2921-88-2	1%	1%
	ジメチルヒドラジン	下記			347	チオリン酸O, O-ジエチルーO-[4-(メチルスルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)	115-90-2	1%	1%
295	1, 1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	0.1%	0.1%	348	チオリン酸O, O-ジメチルーO-(2, 4, 5-トリクロロフェニル)(別名ロンネル)	299-84-3	1%	0.1%
	1, 2-ジメチルヒドラジン	540-73-8			349	チオリン酸O, O-ジメチルーO-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン)	122-14-5	1%	1%
296	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム=ジクロリド(別名パラコート)	1910-42-5	1%	1%	350	チオリン酸O, O-ジメチルーO-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)(別名フェンチオン)	55-38-9	1%	0.1%
297	1, 1' -ジメチル-4, 4' -ビピリジニウム2メタンスルホン酸塩	2074-50-2	1%	1%	351	デカボラン	17702-41-9	1%	1%
298	2-(4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチロンメチル)	74222-97-2	1%	0.1%	352	鉄水溶性塩	*	1%	1%
299	N, N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	0.3%	0.1%	353	1, 4, 7, 8-テトラアミノアントラキノン(別名ジスパースブルー1)	2475-45-8	1%	0.1%
300	1-[(2, 5-ジメトキシフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名シトラスレッドナンバー2)	6358-53-8	1%	0.1%	354	テトラエチルチウラムジスルフィド(別名ジスルフィラム)	97-77-8	1%	0.1%
301	臭化エチル	74-96-4	1%	0.1%	355	テトラエチルピロホスフェイト(別名TEPP)	107-49-3	1%	1%
302	臭化水素	10035-10-6	1%	1%	356	テトラエトキシシラン	78-10-4	1%	1%
303	臭化メチル	74-83-9	1%	0.1%	357	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	79-34-5	1%	0.1%
304	しゅう酸	144-62-7	1%	0.1%	358	N-(1, 1, 2, 2-テトラクロロエチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	2425-06-1	0.1%	0.1%
305	臭素	7726-95-6	1%	1%	359	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	0.1%	0.1%
306	臭素化ビフェニル	*	1%	0.1%	360	4, 5, 6, 7-テトラクロロ-1, 3-ジヒドロベンゾ[c]フラン-2-オン(別名フサライド)	27355-22-2	1%	1%
307	硝酸	7697-37-2	1%	1%	361	テトラクロロジフルオロエタン(別名CFC-112)	76-12-0	1%	1%
308	硝酸アンモニウム	6484-52-2	—	—	362	2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシン	1746-01-6	0.1%	0.1%
309	硝酸ノルマル-プロピル	627-13-4	1%	1%	363	テトラクロロナフタレン	1335-88-2	1%	1%
310	しょう脳	76-22-2	1%	1%	364	テトラナトリウム=3, 3' -[(3, 3' -ジメチル-4, 4' -ビフェニル)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名トリパンプルー)	72-57-1	1%	0.1%
311	シラン	7803-62-5	1%	1%	365	テトラナトリウム=3, 3' -[(3, 3' -ジメトキシ-4, 4' -ビフェニル)ビス(アゾ)]ビス[5-アミノ-4-ヒドロキシ-2, 7-ナフタレンジスルホナート](別名Clダイレクトブルー15)	2429-74-5	1%	0.1%
312	シリカ	*	0.1%	0.1%	366	テトラニトロメタン	509-14-8	1%	0.1%
313	ジルコニウム化合物	*	1%	1%	367	テトラヒドロフラン	109-99-9	1%	0.1%
314	人造鉱物繊維(リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	*	1%	1%	368	テトラフルオロエチレン	116-14-3	1%	0.1%
	リフラクトリーセラミックファイバー	142844-00-6	1%	0.1%	369	1, 1, 2, 2-テトラブromoエタン	79-27-6	1%	1%
315	水銀及びその無機化合物	*	0.3%	0.1%	370	テトラブromoメタン	558-13-4	1%	1%
316	水酸化カリウム	1310-58-3	1%	1%	371	テトラメチルこはく酸ニトリル	3333-52-6	1%	1%
317	水酸化カルシウム	1305-62-0	1%	1%	372	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	137-26-8	0.1%	0.1%
318	水酸化セシウム	21351-79-1	1%	1%	373	テトラメトキシシラン	681-84-5	1%	1%
319	水酸化ナトリウム	1310-73-2	1%	1%	374	テトリル	479-45-8	1%	0.1%
320	水酸化リチウム	1310-65-2	0.3%	0.1%	375	テルフェニル	26140-60-3	1%	1%
321	水素化リチウム	7580-67-8	0.3%	0.1%	376	テルル及びその化合物	*	1%	0.1%
322	すず及びその化合物	*	1%	0.1%	377	テレピン油	8006-64-2	1%	0.1%
323	スチレン	100-42-5	0.3%	0.1%	378	テレフタル酸	100-21-0	1%	1%
324	ステアリン酸亜鉛	557-05-1	1%	1%	379	銅及びその化合物	*	1%	0.1%
325	ステアリン酸ナトリウム	822-16-2	1%	1%	380	灯油	8008-20-6	1%	0.1%
326	ステアリン酸鉛	1072-35-1	0.1%	0.1%	381	トリエタノールアミン	102-71-6	1%	0.1%
327	ステアリン酸マグネシウム	557-04-0	1%	1%	382	トリエチルアミン	121-44-8	1%	1%
328	ストリキニーネ	57-24-9	1%	1%		トリクロロエタン	下記		
329	石油エーテル	*	1%	1%	383	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	1%	0.1%
330	石油ナフサ	*	1%	1%		1, 1, 2-トリクロロエタン	79-00-5		
331	石油ベンジン	*	1%	1%	384	トリクロロエチレン	79-01-6	0.1%	0.1%
332	セスキ炭酸ナトリウム	533-96-0	1%	1%	385	トリクロロ酢酸	76-03-9	1%	0.1%
333	セレン及びその化合物	*	1%	0.1%					
334	2-ターシャリーブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1, 3, 5-チアジアジニ-4-オン(別名ブプロフェジン)	69327-76-0	1%	1%					
335	タリウム及びその水溶性化合物	*	0.1%	0.1%					
336	炭化けい素	409-21-2	0.1%	0.1%					
337	タングステン及びその水溶性化合物	*	1%	1%					
338	タンタル及びその酸化物	*	1%	1%					
339	チオジ(パラ-フェニル)-ジオキシービス(チオホスホン酸)O, O, O', O' -テトラメチル(別名テメホス)	3383-96-8	1%	1%					

表示・通知義務対象物質(5)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 据切値	SDS 据切値	
386	1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	76-13-1	1%	1%	434	ノルマル-ブチルエチルケトン	106-35-4	1%	1%	
387	トリクロロナフタレン	1321-65-9	1%	1%	435	ノルマル-ブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6	1%	0.1%	
388	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (別名DDT)	50-29-3	0.1%	0.1%	436	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2- ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル(別名ベノミル)	17804-35-2	0.1%	0.1%	
389	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-メトキシフェニル)エタ ン(別名メキシクロル)	72-43-5	1%	0.1%	437	白金及びその水溶性塩	*	1%	0.1%	
390	2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	93-76-5	0.3%	0.1%	438	ハフニウム及びその化合物	*	1%	1%	
391	トリクロロフルオロメタン(別名CFC-11)	75-69-4	1%	0.1%	439	パラ-アニシジン	104-94-9	1%	1%	
392	1, 2, 3-トリクロロプロパン	96-18-4	0.1%	0.1%	440	パラ-クロロアニリン	106-47-8	1%	0.1%	
393	1, 2, 4-トリクロロベンゼン	120-82-1	1%	1%	441	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7	0.3%	0.1%	
394	トリクロロメチルスルフェニルニクロリド	594-42-3	1%	1%	442	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	60-11-7	1%	0.1%	
395	N-(トリクロロメチルチオ)-1, 2, 3, 6-テトラヒドロフタル イミド(別名キャプタン)	133-06-2	1%	0.1%	443	パラ-ターシャリー-ブチルトルエン	98-51-1	0.3%	0.1%	
396	トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド	13121-70-5	1%	1%	444	パラ-ニトロアニリン	100-01-6	1%	0.1%	
397	1, 3, 5-トリス(2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリ アジン-2, 4, 6(1H, 3H, 5H)-トリオン	2451-62-9	0.1%	0.1%	445	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	1%	0.1%	
398	トリス(N, N-ジメチルジチオカルバメート)鉄(別名ファーマ ム)	14484-64-1	1%	0.1%	446	パラ-フェニルアゾアニリン	60-09-3	1%	0.1%	
399	トリニトロトルエン	118-96-7	1%	0.1%	447	パラ-ベンゾキノ	106-51-4	1%	1%	
400	トリフェニルアミン	603-34-9	1%	1%	448	パラ-メキシフェノール	150-76-5	1%	1%	
401	トリプロモメタン	75-25-2	1%	0.1%	449	バリウム及びその水溶性化合物	*	1%	1%	
402	2-トリメチルアセチル-1, 3-インダンジオン	83-26-1	1%	1%	450	ピクリン酸	88-89-1	—	—	
403	トリメチルアミン	75-50-3	1%	1%	451	ビス(2, 3-エポキシプロピル)エーテル	2238-07-5	1%	1%	
404	トリメチルベンゼン	25551-13-7	1%	1%	452	1, 3-ビス[(2, 3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101-90-6	1%	0.1%	
405	トルレンジイソシアネート	26471-62-5 他	1%	0.1%	453	ビス(2-クロロエチル)エーテル	111-44-4	1%	1%	
406	トルイジン	26915-12-8	0.1%	0.1%	454	ビス(2-クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)	505-60-2	0.1%	0.1%	
	o-トルイジン	95-53-4			455	N, N-ビス(2-クロロエチル)メチルアミン-N-オキシド	126-85-2	0.1%	0.1%	
	m-トルイジン	108-44-1			456	ビス(ジチオリン酸)S, S' -メチレン-O, O, O' , O' -テトラエチル(別名エチオン)	563-12-2	1%	1%	
	p-トルイジン	106-49-0			457	ビス(2-ジメチルアミノエチル)エーテル	3033-62-3	1%	1%	
407	トルエン	108-88-3	0.3%	0.1%	458	砒素及びその化合物	*	0.1%	0.1%	
408	ナフタレン	91-20-3	1%	0.1%	459	ヒドラジン	302-01-2	1%	0.1%	
409	1-ナフチルチオ尿素	86-88-4	1%	1%	460	ヒドラジン-水和物	7803-57-8	1%	0.1%	
410	1-ナフチル-N-メチルカルバメート(別名カルバリル)	63-25-2	1%	1%	461	ヒドロキノ	123-31-9	0.1%	0.1%	
411	鉛及びその無機化合物	*	0.1%	0.1%	462	4-ピニル-1-シクロヘキセン	100-40-3	1%	0.1%	
412	二亜硫酸ナトリウム	7681-57-4	1%	1%	463	4-ピニルシクロヘキセンジオキシド	106-87-6	1%	0.1%	
413	ニコチン	54-11-5	1%	0.1%	464	ビニルトルエン	25013-15-4	1%	1%	
414	二酸化硫黄	7446-09-5	1%	1%	465	ビフェニル	92-52-4	1%	0.1%	
415	二酸化塩素	10049-04-4	1%	1%	466	ビペラジン二塩酸塩	142-64-3	1%	1%	
416	二酸化窒素	10102-44-0	1%	0.1%	467	ピリジン	110-86-1	1%	0.1%	
417	二硝酸プロピレン	6423-43-4	1%	1%	468	ピレラム	8003-34-7	1%	0.1%	
418	ニッケル	7440-02-0	1%	0.1%	469	フェニルオキシラン	96-09-3	0.1%	0.1%	
	ニッケル化合物	*	0.1%	0.1%	470	フェニルヒドラジン	100-63-0	1%	0.1%	
	ニッケルカルボニル	13463-39-3			471	フェニルホスフィン	638-21-1	1%	0.1%	
419	ニトリロ三酢酸	139-13-9	1%	0.1%	472	フェニレンジアミン	25265-76-3	1%	0.1%	
420	5-ニトロアセナフテン	602-87-9	1%	0.1%		o-フェニレンジアミン	95-54-5			
421	ニトロエタン	79-24-3	1%	1%		m-フェニレンジアミン	108-45-2			
422	ニトログリコール	628-96-6	1%	1%		p-フェニレンジアミン	106-50-3			
423	ニトログリセリン	55-63-0	—	—	473	フェノチアジン	92-84-2	1%	1%	
424	ニトロセルローズ	9004-70-0	—	—	474	フェノール	108-95-2	0.1%	0.1%	
425	N-ニトロソモルホリン	59-89-2	1%	0.1%	475	フェロバナジウム	12604-58-9	1%	1%	
426	ニトロトルエン	1321-12-6	0.1%	0.1%	476	1, 3-ブタジエン	106-99-0	0.1%	0.1%	
	o-ニトロトルエン	88-72-2			477	ブタノール	下記	1%	0.1%	
	m-ニトロトルエン	99-08-1				1-ブタノール	71-36-3			
	p-ニトロトルエン	99-99-0				2-ブタノール	78-92-2			
						イソブタノール(イソブチルアルコール)	78-83-1			
		tert-ブタノール	75-65-0							
427	ニトロプロパン	下記	1%	0.1%		478	フタル酸ジエチル	84-66-2	1%	0.1%
	1-ニトロプロパン	108-03-2		479	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	84-74-2	0.3%	0.1%		
	2-ニトロプロパン	79-46-9		480	フタル酸ジメチル	131-11-3	1%	1%		
428	ニトロベンゼン	98-95-3	1%	0.1%	481	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(別名DEHP)	117-81-7	0.3%	0.1%	
429	ニトロメタン	75-52-5	1%	0.1%	482	ブタン	106-97-8他	1%	1%	
430	乳酸ノルマル-ブチル	138-22-7	1%	1%	483	1-ブタンチオール	109-79-5	1%	1%	
431	二硫化炭素	75-15-0	0.3%	0.1%	484	弗化カルボニル	353-50-4	1%	1%	
432	ノナン	111-84-2他	1%	1%	485	弗化ビニリデン	75-38-7	1%	1%	
433	ノルマル-ブチルアミン	109-73-9	1%	1%	486	弗化ビニル	75-02-5	0.1%	0.1%	

表示・通知義務対象物質(6)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値	番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
487	弗素及びその水溶性無機化合物	*	1%	0.1%	533	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	1%	0.1%
	弗化水素	7664-39-3			534	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8	0.1%	0.1%
488	2-ブテナール	123-73-9	0.1%	0.1%	535	ベンゾフラン	271-89-6	1%	0.1%
489	フルオロ酢酸ナトリウム	62-74-8	1%	1%	536	ベンゾ[e]フルオラセン	205-99-2	0.1%	0.1%
490	フルフラール	98-01-1	1%	0.1%	537	ベンタクロナフタレン	1321-64-8	1%	1%
491	フルフリルアルコール	98-00-0	1%	1%	538	ベンタクロニトロベンゼン	82-68-8	1%	0.1%
492	1, 3-プロパンスルトン	1120-71-4	0.1%	0.1%	539	ベンタクロフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	87-86-5 131-52-2	0.3%	0.1%
493	プロピオン酸	79-09-4	1%	1%	540	1-ベンタナール	110-62-3	1%	1%
	プロピルアルコール	下記			541	1, 1, 3, 3, 3-ペンタフルオロ-2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名PFIB)	382-21-8	1%	1%
494	n-プロピルアルコール	71-23-8	1%	0.1%	542	ペンタボラン	19624-22-7	1%	1%
	イソプロピルアルコール	67-63-0			543	ペンタン	109-66-0他	1%	1%
495	プロピレンイミン	75-55-8	1%	0.1%	544	ほう酸ナトリウム	1303-96-4	1%	0.1%
496	プロピレングリコールモノメチルエーテル	107-98-2	1%	1%	545	ホスゲン	75-44-5	1%	1%
497	2-プロピン-1-オール	107-19-7	1%	1%	546	(2-ホルミルヒドラジノ)-4-(5-ニトロ-2-フリル)チアゾール	3570-75-0	1%	0.1%
498	ブromoエチレン	593-60-2	0.1%	0.1%	547	ホルムアミド	75-12-7	0.3%	0.1%
499	2-ブromo-2-クロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名ハロタン)	151-67-7	1%	0.1%	548	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.1%	0.1%
500	ブromoクロメタン	74-97-5	1%	1%	549	マゼンタ	632-99-5	1%	0.1%
501	ブromoジクロメタン	75-27-4	1%	0.1%		マンガン	7439-96-5	0.3%	0.1%
	5-ブromo-3-セカンダリブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン(別名プロマシル)	314-40-9	1%	0.1%	550	無機マンガン化合物	*	1%	0.1%
503	ブromoトリフルオロメタン	75-63-8	1%	1%	551	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。)	64742-47-8	1%	1%
504	2-ブromoプロパン	75-26-3	0.3%	0.1%	552	無水酢酸	108-24-7	1%	1%
505	ヘキサクロエタン	67-72-1	1%	0.1%	553	無水フタル酸	85-44-9	1%	0.1%
	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名ディルドリン)	60-57-1	0.3%	0.1%	554	無水マレイン酸	108-31-6	1%	0.1%
507	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名エンドリン)	72-20-8	1%	1%	555	メターキシレンジアミン	1477-55-0	1%	0.1%
508	1, 2, 3, 4, 5, 6-ヘキサクロシクロヘキサン(別名リンデン)	608-73-1	1%	0.1%	556	メタクリル酸	79-41-4	1%	1%
509	ヘキサクロシクロペンタジエン	77-47-4	1%	0.1%	557	メタクリル酸メチル	80-62-6	1%	0.1%
510	ヘキサクロナフタレン	1335-87-1	1%	1%	558	メタクリロニトリル	126-98-7	0.3%	0.1%
511	1, 4, 5, 6, 7, 7-ヘキサクロピシクロ[2, 2, 1]-5-ヘプテン-2, 3-ジカルボン酸(別名クロレンド酸)	115-28-6	1%	0.1%	559	メタージシアノベンゼン	626-17-5	1%	1%
512	1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロ-1, 4, 4a, 5, 8, 8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン(別名アルドリノ)	309-00-2	1%	0.1%	560	メタノール	67-56-1	0.3%	0.1%
513	ヘキサクロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド(別名ベンゾエピン)	115-29-7	1%	1%	561	メタンスルホン酸エチル	62-50-0	0.1%	0.1%
514	ヘキサクロベンゼン	118-74-1	0.3%	0.1%	562	メタンスルホン酸メチル	66-27-3	0.1%	0.1%
515	ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン(別名シクロナイト)	121-82-4	1%	1%	563	メチラール	109-87-5	1%	1%
516	ヘキサフルオロアセトン	684-16-2	1%	0.1%	564	メチルアセチレン	74-99-7	1%	1%
517	ヘキサメチルホスホリクトリアミド	680-31-9	0.1%	0.1%	565	N-メチルアニリン	100-61-8	1%	1%
518	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	1%	0.1%	566	2, 2' - [[4-(メチルアミノ)-3-ニトロフェニル]アミ]ジエタノール(別名HCブルーナンバー1)	2784-94-3	1%	0.1%
519	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	1%	0.1%	567	N-メチルアミノホスホン酸O-(4-ターシャリーブチル-2-クロロフェニル)-O-メチル(別名カルボメート)	299-86-5	1%	1%
	ヘキサン	110-54-3他	1%	0.1%	568	メチルアミン	74-89-5	0.1%	0.1%
520	n-ヘキサン	110-54-3			569	メチルイソブチルケトン	108-10-1	1%	0.1%
521	1-ヘキセン	592-41-6	1%	1%	570	メチルエチルケトン	78-93-3	1%	1%
522	ペーターブチラクトン	3068-88-0 36536-46-6	1%	0.1%	571	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルオキシフェニル(別名プロボキシル)	114-26-1	0.1%	0.1%
523	ペータープロピオラクトン	57-57-8	0.1%	0.1%	572	N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボフラン)	1563-66-2	1%	1%
524	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-2, 3-エポキシ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロエポキシド)	1024-57-3	0.3%	0.1%	573	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリブチルフェニル(別名フェノブカルブ)	3766-81-2	1%	1%
525	1, 4, 5, 6, 7, 8, 8-ヘプタクロ-3a, 4, 7, 7a-テトラヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン(別名ヘプタクロ)	76-44-8	0.3%	0.1%	574	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3他	1%	1%
526	ヘプタン	142-82-5他	1%	1%	575	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2他	1%	1%
527	ペルオキシ二硫酸アンモニウム	7727-54-0	1%	0.1%	576	メチルシクロヘキサン	108-87-2	1%	1%
528	ペルオキシ二硫酸カリウム	7727-21-1	1%	0.1%	577	2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガン	12108-13-3	1%	1%
529	ペルオキシ二硫酸ナトリウム	7775-27-1	1%	0.1%	578	2-メチル-4, 6-ジニトロフェノール	534-52-1	0.1%	0.1%
530	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩	3825-26-1	1%	0.1%	579	2-メチル-3, 5-ジニトロベンズアミド(別名ジニトロミド)	148-01-6	1%	1%
531	ベンゼン	71-43-2	0.1%	0.1%	580	メチルターシャリーブチルエーテル(別名MTBE)	1634-04-4	1%	0.1%
532	1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	552-30-7	1%	0.1%	581	5-メチル-1, 2, 4-トリアゾロ[3, 4-b]ベンゾチアゾール(別名トリシラゾール)	41814-78-2	1%	1%
					582	2-メチル-4-(2-トリルアゾ)アニリン	97-56-3	0.1%	0.1%
					583	2-メチル-1-ニトロアントラキノン	129-15-7	1%	0.1%
					584	N-メチル-N-ニトロカルバミン酸エチル	615-53-2	1%	0.1%
					585	メチル-ノルマル-ブチルケトン	591-78-6	1%	1%
					586	メチル-ノルマル-ペンチルケトン	110-43-0	1%	1%

表示・通知義務対象物質(7)

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
587	メチルヒドラジン	60-34-4	1%	0.1%
588	メチルピニルケトン	78-94-4	1%	0.1%
589	1-[(2-メチルフェニル)アゾ]-2-ナフトール(別名オ イルオレンジSS)	2646-17-5	1%	0.1%
590	メチルプロピルケトン	107-87-9	1%	1%
591	5-メチル-2-ヘキサノン	110-12-3	1%	1%
592	4-メチル-2-ペンタノール	108-11-2	1%	1%
593	2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	107-41-5	1%	1%
594	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベン ズアミド(別名メプロニル)	55814-41-0	1%	1%
595	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミ デート(別名メソミル)	16752-77-5	1%	1%
596	メチルメルカプタン	74-93-1	1%	1%
597	4, 4' -メチレンジアニリン	101-77-9	1%	0.1%
598	メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	5124-30-1	1%	0.1%
599	メチレンビス(4, 1-フェニレン)=ジイソシアネート(別名M DI)	101-68-8	1%	0.1%
600	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	1%	0.1%
601	1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパノール	34590-94-8	1%	1%
602	メルカプト酢酸	68-11-1	1%	0.1%
603	モリブデン及びその化合物	*	1%	0.1%
604	モルホリン	110-91-8	1%	1%
605	沃化メチル	74-88-4	1%	1%
606	沃素	7553-56-2	1%	0.1%
607	ヨードホルム	75-47-8	1%	1%
608	硫化ジメチル	75-18-3	1%	1%
609	硫化水素	7783-06-4	1%	1%
610	硫化水素ナトリウム	16721-80-5	1%	1%
611	硫化ナトリウム	1313-82-2	1%	1%
612	硫化りん	1314-80-3 1314-85-8	1%	1%
613	硫酸	7664-93-9	1%	1%
614	硫酸ジイソプロピル	2973-10-6	1%	0.1%
615	硫酸ジエチル	64-67-5	0.1%	0.1%
616	硫酸ジメチル	77-78-1	0.1%	0.1%
617	りん化水素	7803-51-2	1%	1%
618	りん酸	7664-38-2	1%	1%
619	りん酸ジ-ノルマル-ブチル	107-66-4	1%	1%
620	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	2528-36-1	1%	1%
621	りん酸1, 2-ジプロモ-2, 2-ジクロロエチル=ジメチル (別名ナレド)	300-76-5	1%	0.1%
622	りん酸ジメチル=(E)-1-(N, N-ジメチルカルバモイ ル)-1-プロペン-2-イル(別名ジクロトホス)	141-66-2	1%	1%
623	りん酸ジメチル=(E)-1-(N-メチルカルバモイル)-1 -プロペン-2-イル(別名モノクロトホス)	6923-22-4	1%	1%
624	りん酸ジメチル=1-メトキシカルボニル-1-プロペン-2 -イル(別名メピンホス)	7786-34-7	1%	1%
625	りん酸トリ(オルト-トリル)	78-30-8	1%	1%
626	りん酸トリス(2, 3-ジプロモプロピル)	126-72-7	0.1%	0.1%
627	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	126-73-8	1%	1%
628	りん酸トリフェニル	115-86-6	1%	1%
629	レソルシノール	108-46-3	1%	0.1%
630	六塩化ブタジエン	87-68-3	1%	0.1%
631	ロジウム及びその化合物	*	1%	0.1%
632	ロジン	8050-09-7	1%	0.1%
633	ロテノン	83-79-4	1%	1%

※「-」は裾切り値の設定がないことを示します。
 ※なお、ニトログリセリンを含有する製剤その他の物につ
 いては、98%以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍
 性化したもので、かつ、ニトログリセリンの含有量が
 0.1%未満のものは除きます。

表示・通知義務対象物質の追加

安衛法施行令別表第9に次の物質が追加されました。
 (平成28年2月24日公布。平成29年3月1日施行。)
 これらの物質についても、ラベル表示、SDS交付、
 リスクアセスメントが義務づけられます。
 これにより、対象物質は計663物質になります。

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
11の2	亜硝酸イソブチル	542-56-3	1%	0.1%
11の3	アセチルアセトン	123-54-6	1%	1%
37	アルミニウム	7429-90-5	1%	1%
	アルミニウム水溶性塩 ※従来から対象	*	1%	0.1%
72の2	エチレン	74-85-1	1%	1%
79の2	エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	112-07-2	1%	0.1%
148の2	クロロ酢酸	79-11-8	1%	1%
162の2	O-3-クロロ-4-メチル-2-オキシ-2H-クロメ ン-7-イル=O' O' ' -ジエチル=ホスホロチオ アート	56-72-4	1%	1%
197の2	三弗化アルミニウム	7784-18-1	1%	0.1%
224の2	N, N-ジエチルヒドロキシルアミン	3710-84-7	1%	1%
224の3	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	112-34-5	1%	1%
241の2	ジクロロ酢酸	79-43-6	1%	0.1%
292の2	ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキエチルホ スホナート(別名DEP)	52-68-6	1%	0.1%
320の2	水素化ビス(2-メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	22722-98-1	1%	1%
367の2	テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1%	0.1%
464の2	N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1%	0.1%
488の2	ブテン	25167-67-3	1%	1%
	1-ブテン	106-98-9		
	2-ブテン	107-01-7		
	イソブテン	115-11-7		
492の2	プロピオンアルデヒド	123-38-6	1%	1%
492の2	プロペン	115-07-1	1%	1%
503の2	1-プロモプロパン	106-94-5	1%	0.1%
504の2	3-プロモ-1-プロペン(別名臭化アリル)	106-95-6	1%	1%
516の2	ヘキサフルオロアルミニウム酸三ナトリウム	13775-53-6	1%	1%
516の3	ヘキサフルオロプロペン	116-15-4	1%	1%
530	ペルフルオロオクタン酸	335-67-1	0.3%	0.1%
	ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩 ※従来から対象	3825-26-1	1%	0.1%
582の2	メチルナフタレン	下記	1%	1%
	1-メチルナフタレン	90-12-0		
	2-メチルナフタレン	91-57-6		
582の3	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	1%	0.1%
588の2	N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4	1%	0.1%
606	沃素 ※従来から対象	7553-56-2	1%	0.1%
	沃素化合物(沃化物) ※605号沃化メチルは従来から対象で、606号に統合	*	1%	1%

※CAS番号は参考として示したものです。構造異性体等が
 存在する場合に異なるCAS番号が割り振られることがあ
 りますが、対象物質の当否の判断は物質名で行うものと
 します。
 ※CAS 番号欄の「*」は、該当物質が多数あるなどにより
 特定できないことを示します。

●職場のあんぜんサイトもご利用ください。

職場のあんぜんサイト SDS

検索



化学物質排出把握管理促進法(化管法)

■ 経済産業省 製造産業局化学物質管理課

[化管法に関するHP]

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-0080

FAX: 03-3580-6347

[化管法に基づくSDSの提供に関するお問い合わせ]

E-mail: sds-meyasubako@meti.go.jp

労働安全衛生法(安衛法)

■ 厚生労働省 労働基準局安全衛生部化学物質対策課

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

TEL: 03-5253-1111(代)

FAX: 03-3502-1598

関連機関

■ 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

<http://www.nite.go.jp/index.html>

■ United Nations Economic Commission for Europe (UNECE)

http://www.unece.org/trans/danger/publi/ghs/ghs_welcome_e.html